

関連資料

令和4年12月5日



1-1. 復興の原則・理念	2
2-1. 復興の目標・指標等	5
2-2. 被災者の心のケア等	7
2-3. 避難所の主な課題と対応	9
3-1. 維持管理・更新等のコストの見通し	11
3-2. 復興まちづくりの事前準備	12
3-3. 用地問題	14
4-1. グループ補助金と売上げの回復状況	18
4-2. グループ補助金における課題と改善策	20
5-1. 福島復興・再生	22
5-2. 避難指示解除地域の居住率等	27
6-1. 被災者支援コーディネート事業	29
6-2. 人材確保対策	30
6-3. 東日本大震災におけるデジタルアーカイブ	32
7-1. 復興庁の役割等	34
7-2. 地方負担	43

○「復興への提言～悲慘の中の希望～」（平成23年5月10日東日本大震災復興構想会議決定）

復興構想7原則

- 原則1: 失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2: 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3: 被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4: 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5: 被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6: 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7: 今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

○ 復興への提言～悲惨のなかの希望～（平成23年6月5日 東日本大震災復興構想会議）

II. 本論

第1章 新しい地域のかたち

(2) 地域づくり(まちづくり、むらづくり)の考え方

①「減災」という考え方

今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。

今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封ざることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

この「減災」の考え方に基づけば、これまでのように専ら水際の構造物に頼る防御から、「逃げる」ことを基本とする防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト面の対策を重視せねばならない。さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、土地のかさ上げを行い、避難地・避難路・避難ビルを整備する。加えて、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ソフト・ハードの施策を総動員することが必要である。なお、地域づくりにあたっては、これまで以上に、人と人の結びつきを大切にするコミュニティの一体性を確保することについても、十分に考慮しなければならない。

復興計画を策定するにあたり種々の選択肢を比較検討するに際しては、地形の特性に応じた防災効果や、それにかかる費用、そして整備に必要な期間等を考慮すべきである。その上で、防波堤、防潮堤、二線堤、高台移転等の「面」の整備、土地利用・建築構造規制等の適切な「組み合わせ」を考えなければならない。

確かに、「安全・安心な地域づくり」は時間がかかる。他方、被災者には「一日も早く元の生活に戻りたい」という切実な願いがある。この両者の調和を図りながら地域づくりを進める必要があり、復興を先導する拠点的な市街地をいち早く安全な位置に整備するなど、地域を段階的に復興していくという考え方に基づかなければならない。

第4章 開かれた復興

(5) 災害に強い国づくり

③防災・「減災」と国土利用

今回の大震災のように未曾有の大災害が生じた場合でも、わが国全体としての経済社会活動が円滑に行われるよう、国土利用のあり方そのものを考えねばならない。その際には、「減災」という考え方に基づいて、生命・身体・財産を守る安全面に十分配慮する必要がある。

そのため、防災拠点の整備とともに、広域交通・情報通信網、石油・ガスなどのエネルギー供給網や施設、上下水道などの社会基盤について、施設そのものの防災対策の強化と同時に、これらのルートの多重化が必要である。また、産業の空洞化を防止する上でも、災害に強い供給網(サプライチェーン)の構築を図ることが不可欠である。

国土の防災性を高める観点から、首都直下地震の可能性などを考慮し、各種機能のバックアップのあり方、機能分担・配置のあり方など広域的な国土政策の検討が必要である。

○ 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

（基本理念）

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

2-1. 復興の目標・指標等①（各種目標等と実績）

目標、見込み、工程等	実績
生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を平成23年8月末を目途に概ね撤去 (H23.5.20「東日本大震災の被災地の生活の平常化に向けた当面の取組方針」平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部)	H23.8には居住地付近のがれき撤去完了
平成23年8月中旬までに大部分の避難所を解消し、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す (H23.5.20「東日本大震災の被災地の生活の平常化に向けた当面の取組方針」平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部)	H24.8には建設型応急住宅5.3万戸が完成し、避難所がほぼ解消。
次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進める (H28.3「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針)	R2.12に災害公営住宅100%完成 ※調整中及び帰還者向け除く
	R2.12に高台移転等による宅地造成100%完成
	R4.3の海岸対策95%完了
JR常磐線について、2019年度中に全線開通を目指す (H28.3.5総理記者会見)	R2.3 (2019年度末) にJR常磐線全線開通
津波被災農地における、平成26年度の営農再開可能面積86% (H23.8「農業・農村の復興マスタープラン」)	R4.1の営農再開可能面積95% H26度末は70%
平成27年度末までに再開希望者全員の水産加工施設を復旧・復興することを目標 (H24.7「東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興の状況」農林水産省)	R3.3に水産加工施設の再開98% H27度末は87%
仮設店舗等から恒常的な店舗等での事業継続に転換した割合50%以上 (各年度復興庁行政事業レビュー)	H29年度は64.2% R1年度は73.4%
令和2年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊(平成27年の3倍)とする (H28.3.30「明日の日本を支える観光ビジョン」明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)	R1に約168万人泊(震災前比332%)となり、1年前倒しで目標を達成
令和2年度までに、見守り等支援の対象となっている約60,000世帯について、相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数を28,000世帯以上とする。(各年度復興庁行政事業レビュー)	R1年度に達成(成果実績28,874)
令和2年度までに、福島県の子供のこころの健康度を被災していない地域の子供のこころの健康度まで引き下げる。 (各年度復興庁行政事業レビュー)	H30年度：達成度94.1% R1年度：達成度99.3%
被災3県において被災者の精神保健の健康支援を実施し、自殺者数(実数)を前年よりも減少させる。 (各年度復興庁行政事業レビュー)	R1年度：達成度56.3% R2年度：達成度100%

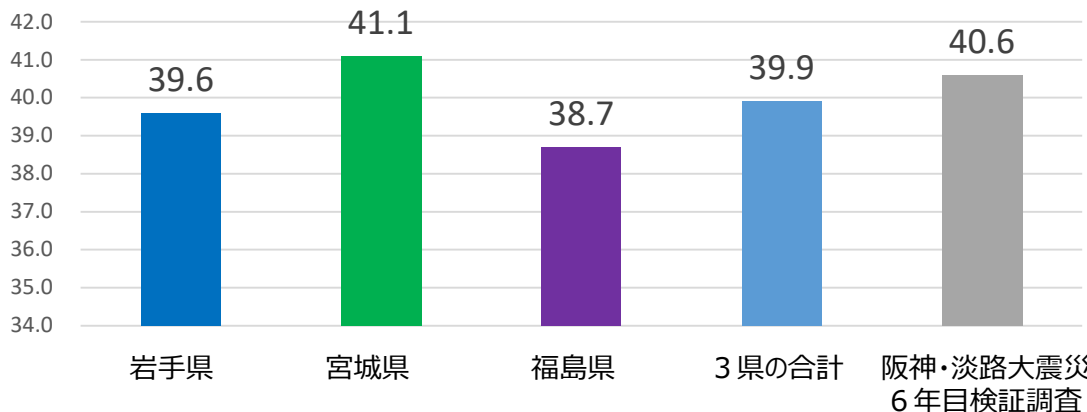
2-1. 復興の目標・指標等②（生活復興感）

阪神・淡路大震災に関して5年目以降に兵庫県等が実施した調査により、被災地の人々が抱く生活復興感（**自分は今も被災者ではないと思える程度**。アンケート等により把握した「生活の充実度」「生活の満足度」「一年後の生活の見通し」の総和）は、①すまい、②つながり、③まち、④そなえ、⑤こころとからだ、⑥くらしむき、⑦行政とのかかわりという生活再建課題の7要素の充足度との関連性で分析可能とされている。

■ 生活復興感：下記14項目の回答の合計（14～70点）

3 指標	内容
① 生活の充実度	震災前と比べて、毎日の生活が明るくなったと感じているか 「忙しく活動的な生活を送ることは」「自分のしていることに生きがいを感じることは」「仕事の量は」等7項目について、「かなり減った」～「かなり増えた」の5段階
② 生活の満足度	くらしや健康などにどれくらい満足しているか 「毎日のくらしに」「ご自分の健康に」「今の人間関係に」「今の家計の状態に」等6項目について、「たいへん不満である」～「たいへん満足している」の5段階
③ 一年後の生活の見通し	1年後の生活が今より良くなっていると思うか 「1年後のあなたを想像してください。あなたは、今よりも生活がよくなっていると思いませんか、どうですか」1項目について、「かなり良くなる」～「かなり悪くなる」の段階

■ 震災6年目の生活復興感



■ 生活復興感に関連する生活再建課題の7要素

7 要素	内容
① すまい	すまいの問題が落ち着くこと (居住地の移動・再建状況、すまいの満足度)
② つながり	人と人とのつながりを取り戻すこと (近所づきあいの増減、支援者とのつながり等)
③ まち	まちが復興すること (まちの復旧・復興状況、夜の明るさ)
④ そなえ	次の災害へのそなえができてきていること (個々の備えの状況)
⑤ こころとからだ	こころとからだのストレスが緩和されること (ストレス状況)
⑥ くらしむき	くらしむきやなりわいが安定すること (家計の様子、業績への影響)
⑦ 行政とのかかわり	自助・共助・公助の役割分担 (役割分担の比率に対する考え方)

・東日本大震災は、平成28年3～6月、被災3県のうち35市町村の成人男女にアンケート調査（岩手県781票、宮城県727票、福島県603票）。
・阪神淡路大震災は、平成12年に兵庫県が実施した生活復興調査を比較対象として引用。

出典『東日本大震災生活復興調査 平成28年 調査報告書』（平成30年3月1日発行、東日本大震災生活復興チーム）

https://kimurareo.com/images/2021/07/180301_Higashinohon_Report.pdf

2-2. 被災者の心のケア等①（「心の復興」事業）

趣 旨

- 閉じこもりがちな高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者が主体的・継続的に活動する機会を提供。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災地自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

2-2. 被災者の心のケア等②（被災者支援総合交付金）

令和5年度概算要求額 111億円【復興】（令和4年度予算額115億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|-------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・被災者生活支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・被災者支援コーディネート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

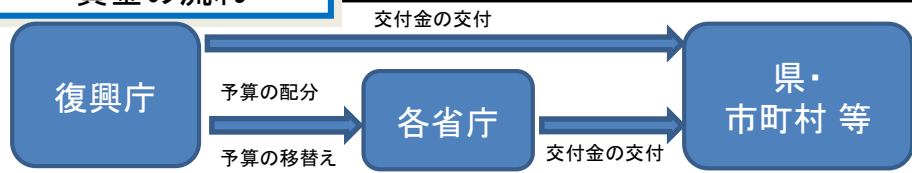
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------|
| ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

2-3. 避難所の主な課題と対応①

【東日本大震災における主な課題】

- 一時的に難を逃れる場所としての機能と長期にわたっての居住空間を提供する場所としての機能が峻別されていなかった。
- 被災者への生活支援は、物資の提供や避難されている方へのメンタル面での支援、介護を要する方への配慮など、その内容が多岐・多様にわたるとともに長期に及んだため、必ずしも十分に支援が及ばなかった。
- 避難所運営において、ボランティア依存する一方で、避難者にとって行政の顔が見えないということがあり、不安要素を与えたことがあった。また、責任者が不明確で対応に混乱が見られたケースがあった。

(内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会
－中間とりまとめ－」(平成23年11月28日)より抜粋)

【課題を踏まえた対応】

- 災害対策基本法の改正(平成25年6月)
 - ・市町村等による「指定避難所」の指定について規定(第49条の7)。
 - ・市町村等が、避難所の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう規定(第86条の6)。
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定(平成25年8月 内閣府防災)
 - ・市町村を対象に避難所の生活環境の確保に関する事項(平常時における対応・発災後における対応)を示した指針を作成。
 - ・要配慮者のための福祉避難所の指定及び心のケアを行える生活相談職員等の配置、心の健康に関する問題等に対応できる個別訪問や健康相談体制の整備等の内容が盛り込まれた。
 - ・また、平常時における体制整備や運営責任者の決定、市町村と自治会等との間の協力関係構築等の内容も盛り込まれた。

【その後の避難所関係の対策の見直し】

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定(平成28年4月及び令和4年4月)
- 「避難所運営ガイドライン」の策定(平成28年4月内閣府防災)※令和4年4月に改定
- 「指定福祉避難所」を法令上に位置づけ(規則第1条の7の2)(令和3年5月)

2-3. 避難所の主な課題と対応②

- 【課題】 ① 避難所の運営や避難者のつながりの創出をどのように行うか
② 避難者の多様なニーズに避難所でどのように対応するか

【東日本大震災における取組】

・住民を中心としたルールづくり（課題①）

宮城県では、各避難所において、避難者も避難所運営委員会に参加し、生活環境や食糧供給に関する取り決めに関わった。

・女性専用スペースの設置と支援人員の配置、妊産婦・乳児を対象とした避難所や交流の場の設置（課題②）

福島県では、最大の避難所となったビッグパレットふくしまで、女性専用スペースを設置し、日替わりで女性団体等が常駐した。

岩手県では、東日本大震災の経験を踏まえ、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、女性等のニーズに応じた配慮事項をとりまとめた。

被災地からの避難者を受け入れた山形県では、県とJA山形中央会が協力し、妊産婦及び乳児のいる家族専用の避難所を設置。ミルク、おむつの無料提供、助産師・保健師等による相談等が行われた。

・外国人避難者への情報提供（課題②）

仙台市では、震災以前から、「災害時多言語表示シート（9言語）」を作成し、指定避難所に配布していたが、震災の混乱の中で活用されない場合があった。

【教訓・ノウハウ】

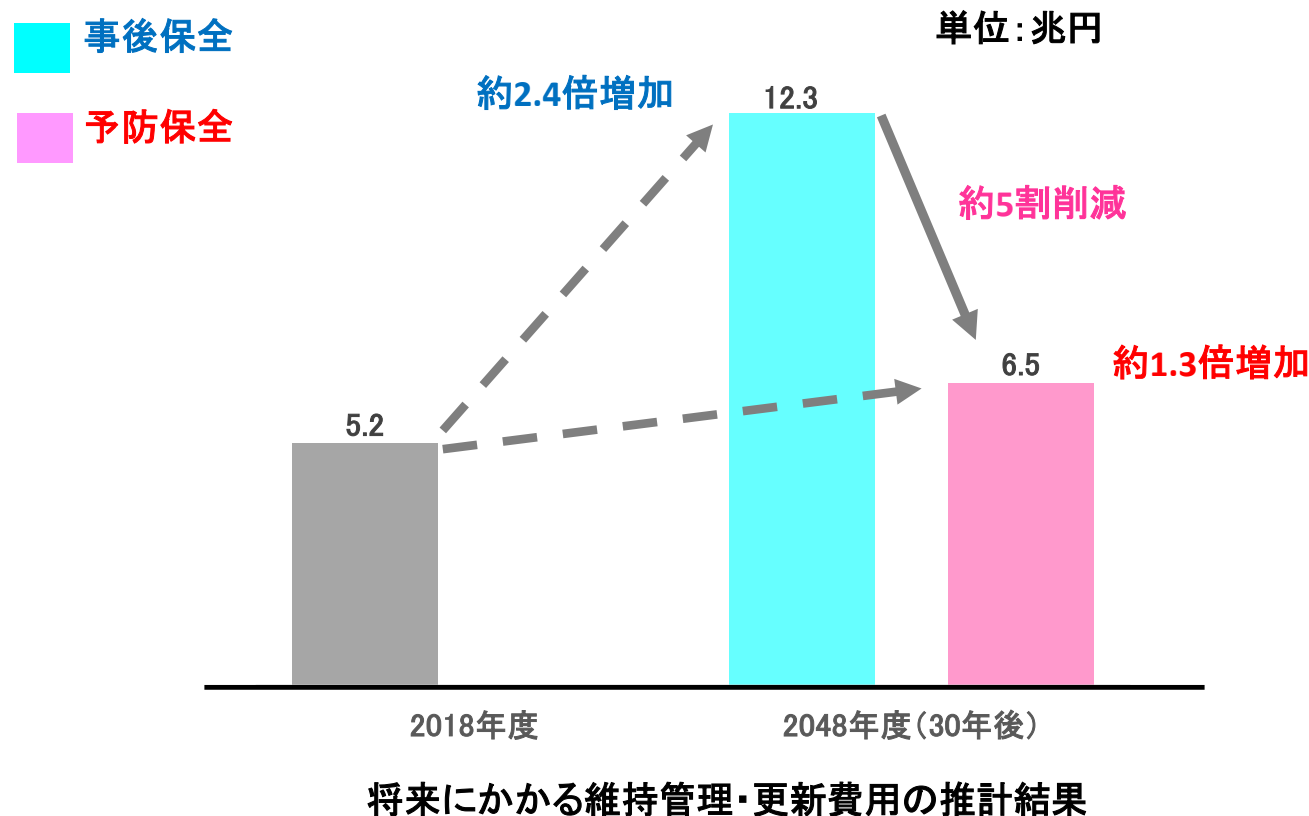
① 住民主体の避難所運営になるような体制やマニュアルを整備する

- ・ 災害時に備えて、各市町村の担当者や自主防災組織、自治会、避難所施設の管理者等が、住民のコミュニティを重視した避難所の設置運営について協議する機会を設ける。
- ・ 分かりやすい避難所運営マニュアルを作成し、地域住民も参加する研修・訓練を実施する。
- ・ 発災時に、避難者自身の一定の役割を割り振るなど避難者が自主的・積極的に避難所の運営に参加できるようにする。

② 避難所における要配慮者の支援体制を構築する

- ・ 避難所に女性や乳幼児のための個室や専用スペースを確保し、支援人員を配置する。
- ・ 「災害時多言語表示シート」の活用など、外国人への分かりやすい情報提供の方法に配慮する。

3-1. 維持管理・更新等のコストの見通し



予防保全型インフラメンテナンスにより将来にかかる維持管理・更新費用を縮減



予防保全型インフラメンテナンスの取組の徹底が重要

3-2. 復興まちづくりの事前準備①

■ 国土交通省「東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ」(R3.3.31) 抜粋

【市街地復興事業の成果】

- 市街地復興事業は、すべて10年間で概成。(防災集団移転は震災後平均4年3ヶ月、区画整理は6年10ヶ月で宅地供給)。
- 両事業により、約1.8万戸の宅地を整備し、住まいの再建に寄与。
- 宅地の活用率は防災集団移転で96.4%、区画整理で68%。
- 未利用地も、さらなる活用に向け取組を推進。
- 住まいの再建のみならず、市街地の安全性向上、新たな拠点の創出、コンパクトなまちづくり、既存集落のコミュニティの維持・形成等にも寄与。

【見えてきた課題】

- 各自治体は、被災者の意向を踏まえて事業規模を検討する中で、将来的な人口減少のトレンドをどう考えるか、未来に希望を持てる持続可能なまちの規模をどう確保するかなど、難しい判断を求められた。
- 時間とともに変化する被災者の意向への適時適切な対応が求められた(区画整理では、当初の計画から計画人口は全体で約15%縮小)。
- 地区によっては未利用地の問題が顕在化。土地利用のマネジメントが求められている。

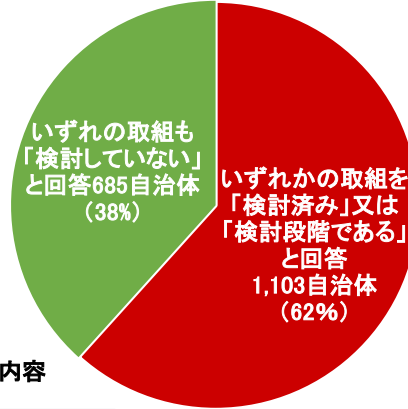
【今後の復興まちづくりへの教訓】

- 大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。事前に備えていないことを被災時に実施することは困難であることから、まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。
- 大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めることで円滑かつ適切な復興につながる。

3-2. 復興まちづくりの事前準備②

○「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(平成30年7月公表)」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和3年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは1,103自治体(約62%)

■取組全体の検討状況



(参考)復興まちづくりのための事前準備の取組内容

- 体制** **復興体制の事前検討**
復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。
- 手順** **復興手順の事前検討**
どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。
- 訓練** **復興訓練の実施**
職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。
- 基礎データ** **基礎データの事前整理、分析**
どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。
- 目標** **復興における目標等の事前検討**
市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

<調査概要>

- ・調査時点: 令和3年7月末時点
- ・調査対象: 全国の都道府県及び市区町村(1788自治体)を対象に調査し、1788自治体から回答(回答率 100%)

<復興事前準備のワークショップを行った事例>

■徳島県

- 体制
- 手順
- 訓練
- 基礎データ
- 目標

- 県では、R3年に「事前復興まちづくり」の住民ワークショップを実施。
- 県が主体となり、市にも地元組織等のつなぎ役など協力依頼を行いながら実施。
- 今後、住民が復興事前準備の必要性・重要性に気づきやすくすることにより、地域の自助・共助活動として復興事前準備の浸透を図ることをねらいとした。

■事前復興まちづくりワークショップの概要(R3.11実施)

【第1回】事業説明・情報共有・住民アンケート(復興を知りましょう)
「事前復興まちづくり」のねらいや対象地区の現況等の情報を共有し、「南海トラフ巨大地震」への備えについて考える。

【第2回】生活と産業の再建のシナリオの検討(生活の再建を考えましょう)
世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活と産業を再建するシナリオを作成する。

【第3回】市街地の課題抽出及び復興シナリオの検討(まちの復興を考えましょう)
生活再建と産業再建のシナリオを踏まえ、被災後と平時を含めた課題を抽出し、それを踏まえ、被災状況等を勘案して市街地を復興するシナリオを作成する。

【報告会】成果について情報共有

ワークショップ 今年度モデル自治体

- ・阿南市津乃峰地区(人口約3,000人)
- ・海洋町穴喰浦地区(人口約1,651人)

【今後の展開】
市町村の取組を促すべくノウハウ等を展開する説明会の開催を予定

<都市計画マスタープランに復興事前準備を位置付けた事例>

■和歌山県太地町

- 体制
- 手順
- 訓練
- 目標

- R3.3に策定した「太地町都市計画マスタープラン」に復興事前準備の取組の推進を位置づけ。
- 復興まちづくりの整備方針やイメージを提示。
- 一刻も早い復興を成し遂げるために、あらかじめ、復興まちづくりに向けた体制や手順を記した「太地町事前復興計画」を策定中。

■「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」の位置づけ

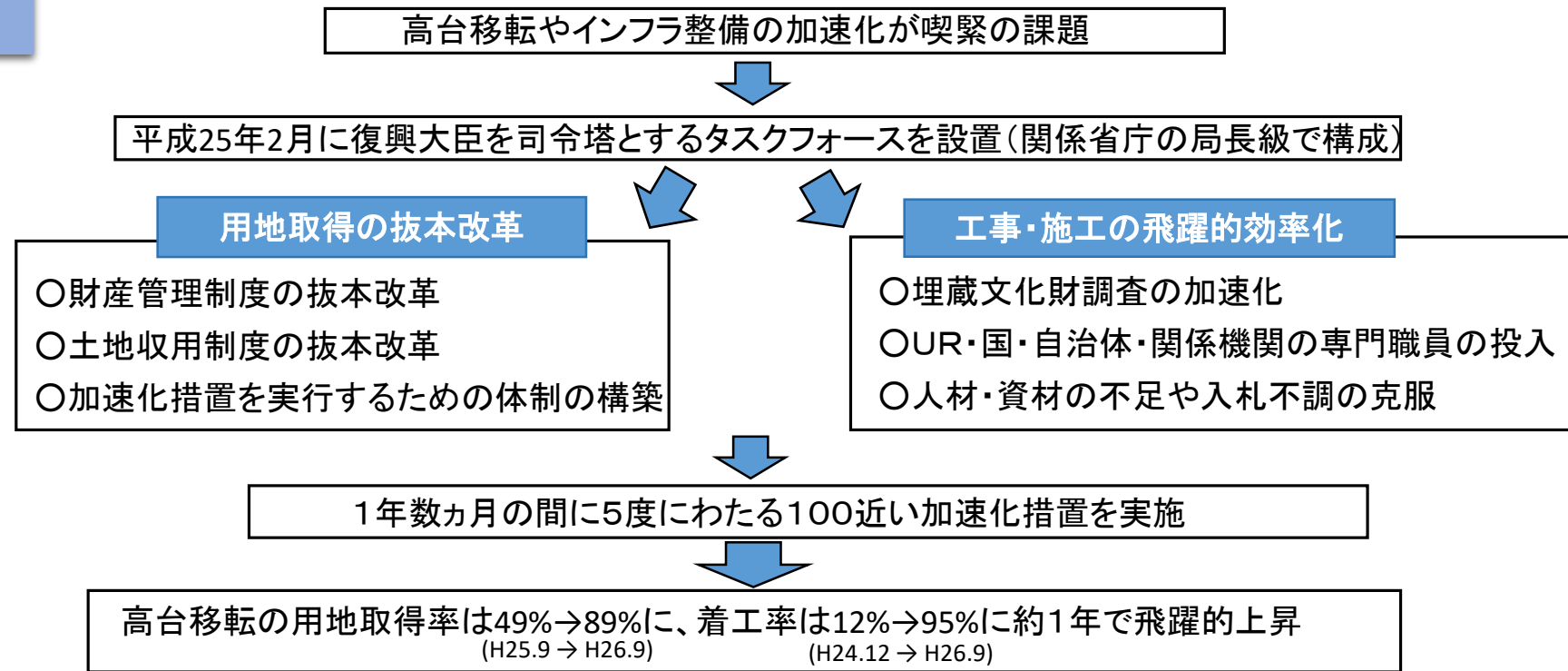
太地町の都市計画に関する基本的な方針
太地町都市計画マスタープラン

関連する計画
・太地町公共施設等総合管理計画
・太地町地域強靱化計画
・太地町事前復興計画 など

■都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造も見据え、復興まちづくりについて具体的に提示

3-3. 用地問題①（加速化・用地取得抜本改革）

総論



趣旨

被災地において、住宅再建やまちづくり等の復興事業では、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、これらの事業の円滑な推進に当たっては、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題が存在し、これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化を進める。

高台移転の仕組み



被災宅地・周辺農地を自治体がい取り、被災者は移転費用に充当

高台移転用の住宅団地を自治体がい整備

財産管理制度の抜本改革

財産管理制度は、裁判所が選任した財産管理人が、裁判所の許可を得て不在者等の財産を処分できる制度。

(財産管理人選任手続の迅速化)

○財産管理人候補者を約1年間で587名確保

(土地の売買(権限外行為)の許可手続の迅速化)

- 書記官等25名の増員
- 申立地や提出書類の柔軟対応
- 財産管理制度のQ&Aの作成
- 相談窓口の設置

(報酬費用の財源措置)

○自治体がい支払う報酬費用の負担軽減

(効果)

・全体で1年以上もかかると懸念された手続を3週間程度に短縮。

・明治、大正時代の名義のままの所有者不明土地等に多数適用。中には江戸時代「文久の土地」も存在。

措置①：財産管理制度の画期的迅速化

日本司法書士会連合会等の協力の下、十分な財産管理人の候補者を確保し、復興の迅速化に寄与。

(効果)

財産管理人候補者 626人
選任件数 329件 (H29.3)

高台移転の加速化措置

措置②：農地法の転用許可を不要に

農地を買い取る時点では農地法の転用許可は不要とする措置(H25.2)※

(効果)

農地の買取面積が1.6ha(H25.2) → 248.0ha (H26.3)に増加

※買い取った土地を実際に利用するまでの間に、土地利用計画を定めた上で転用許可を受ければよい

措置③：柔軟な区域変更

区域変更が必要な場合でも、一定の範囲内※であれば、大臣同意を不要とし、届出のみで足りるとする措置(H25.3)

(効果)

計画変更地区数 317地区(H28.3)

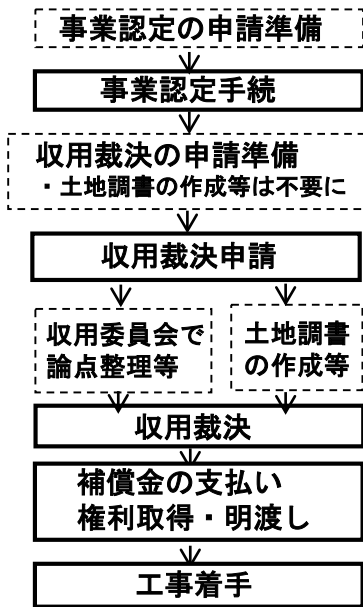
※補助対象事業費の合計額の20%未満

3-3. 用地問題③ (土地収用制度)

防潮堤・道路等の事業地において取得困難な土地が含まれる場合、区域変更では対応できないため土地収用制度を活用することになるが、その手続に膨大な時間を要することが懸念。

「被災地特化型土地収用手続き・収用加速化7本柱」により
土地収用手続きの活用と大幅な迅速化を実現

【被災地特化型土地収用手続】



収用加速化7本柱

- ① 測量・設計を並行して実施
- ② 説明会の開催方法の効率化（土地収用法の説明会と用地説明会等を兼ねて開催）
- ③ 復興事業における早期事業認定申請ルール（供用時期を見据え3年8割を待たず収用手続に移行）
- ④ 事業認定手続期間の短縮（3ヶ月→2ヶ月）※
- ⑤ 権利者調査の合理化による調査期間短縮（ガイドラインの作成・周知）
- ⑥ 緊急使用の活用による工事着手前倒し（使用期間を6ヶ月から1年に延長）※
- ⑦ 収用裁決手続の迅速化（早期裁決）※

所有者が不明の場合の簡便な手続（氏名・住所の記載不要、通知不要、所有者不明のまま裁決）を明確化

※特区法改正事項（④は法改正前より運用で措置済）

事例③

【釜石市（箱崎地区）の道路事業】

・事業認定手続期間を通常の約3か月から約40日に短縮 ※7本柱④

事例①

【釜石市（鵜住居地区）片岸海岸の防潮堤事業】

- ・土地収用法の説明会と用地説明会を同時に開催し、当初予定より3か月前倒し。 ※7本柱②
- ・事業認定手続期間を通常の約3か月から約50日に短縮 ※7本柱④

《概要》

- ・明治時代の41名の共有地などを含む事業用地の測量から用地取得までの期間を約3年短縮。



事例②

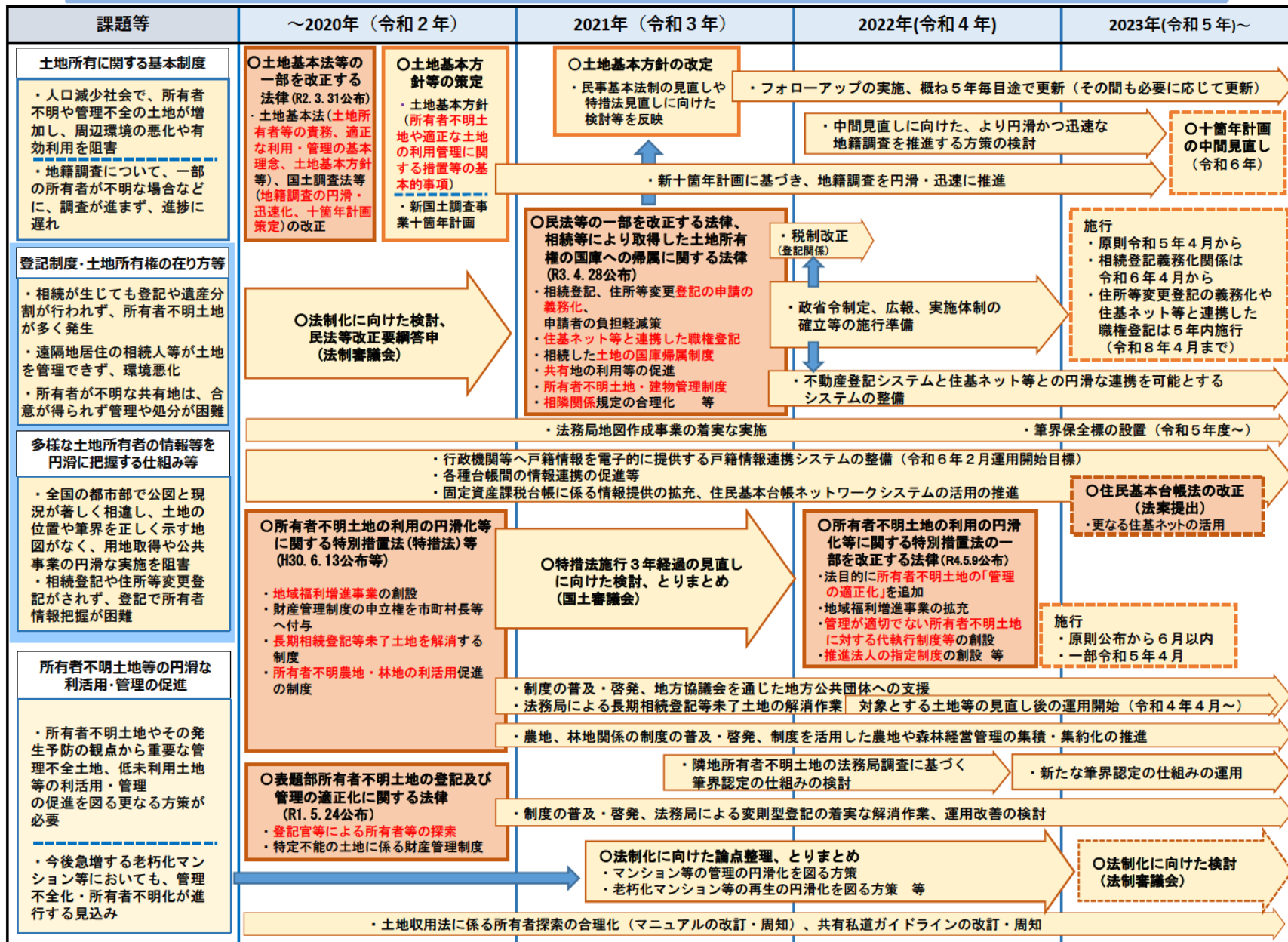
【宮古市（金浜地区）金浜海岸の防潮堤事業】

- ・地権者の同意なしに事業の着手を可能とする、土地収用法の緊急使用（1年間）を活用 ※7本柱⑥

《概要》

- ・取得困難な多数共有・多数相続の土地（登記名義人24名、相続人250名以上）が2筆あり、裁決申請と同時に緊急使用を申し立てることにより、工事着工を当初予定より約1年前倒し。

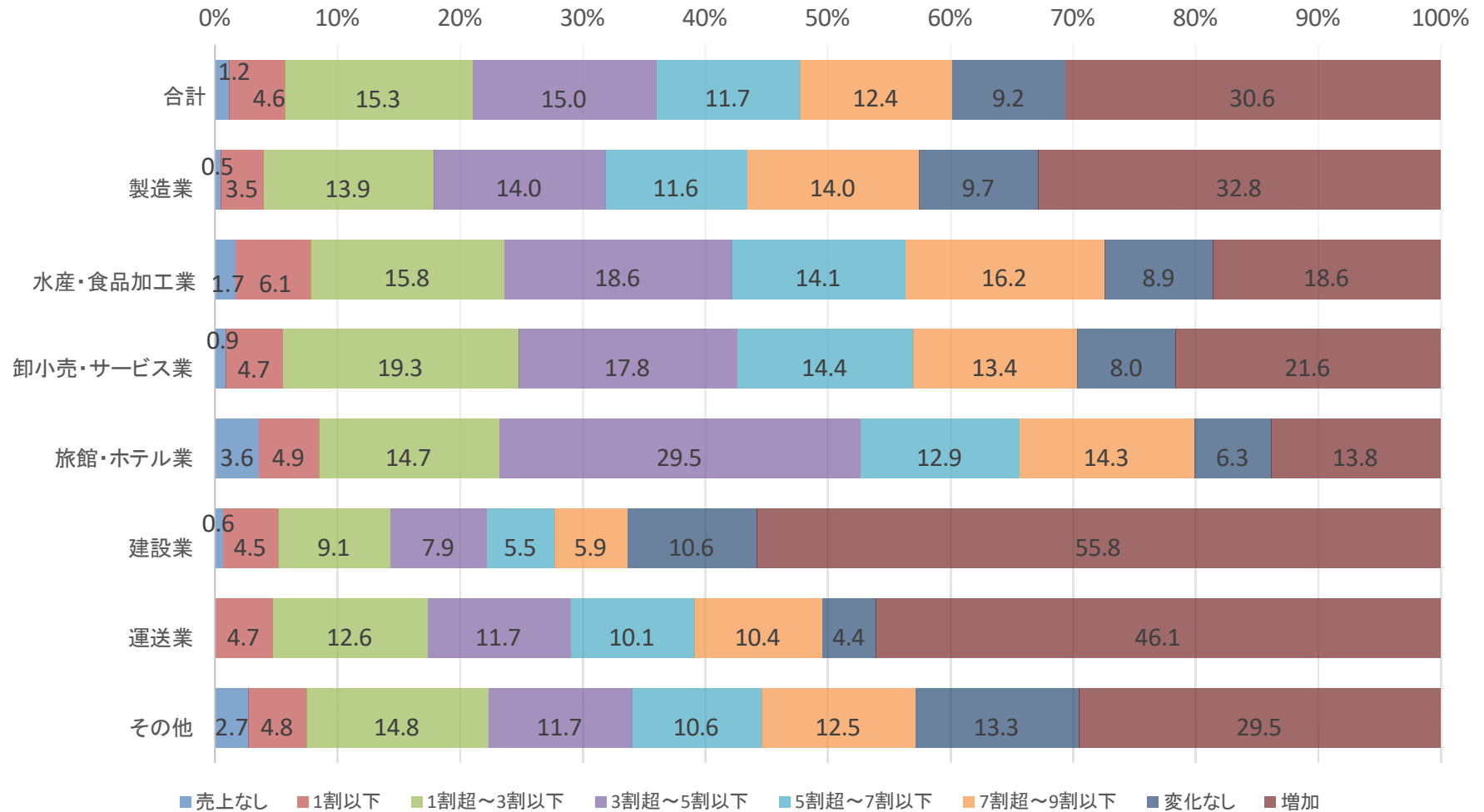
3-3. 用地問題④ (所有者不明土地等問題対策推進の工程表)



4-1. グループ補助金と売上げの回復状況①

業種別の売上げの回復状況

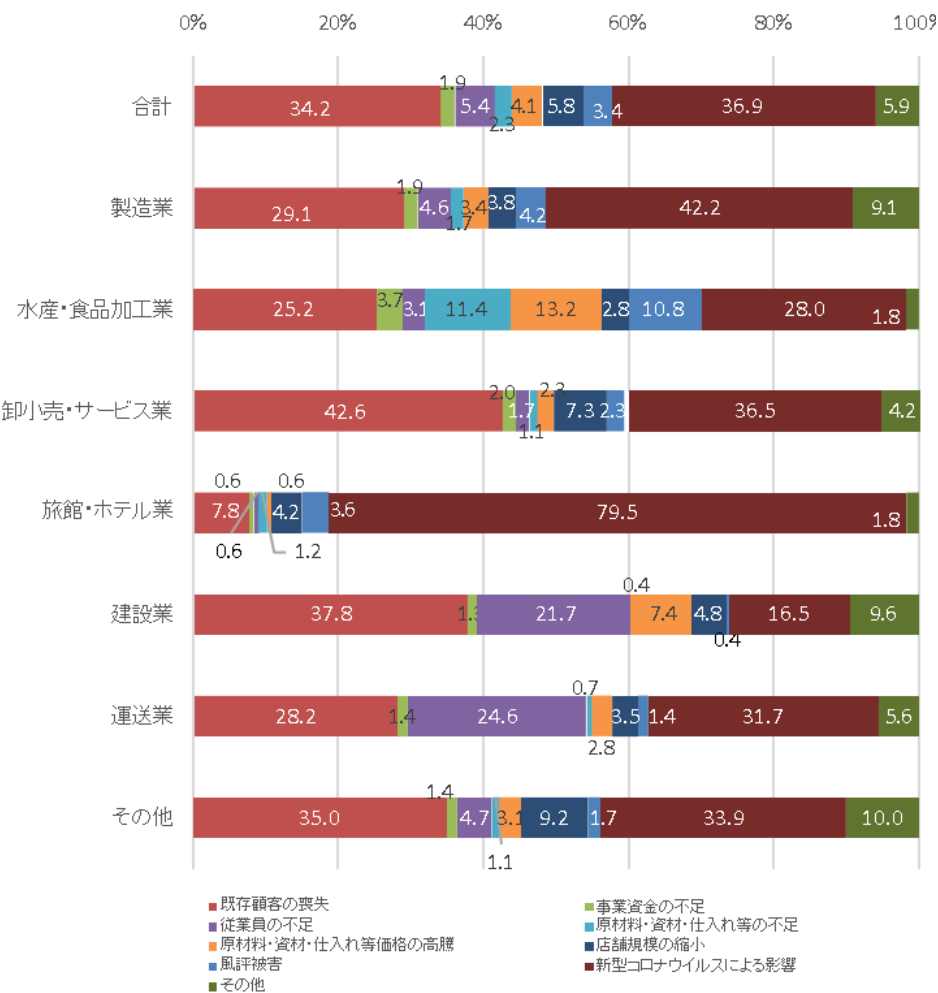
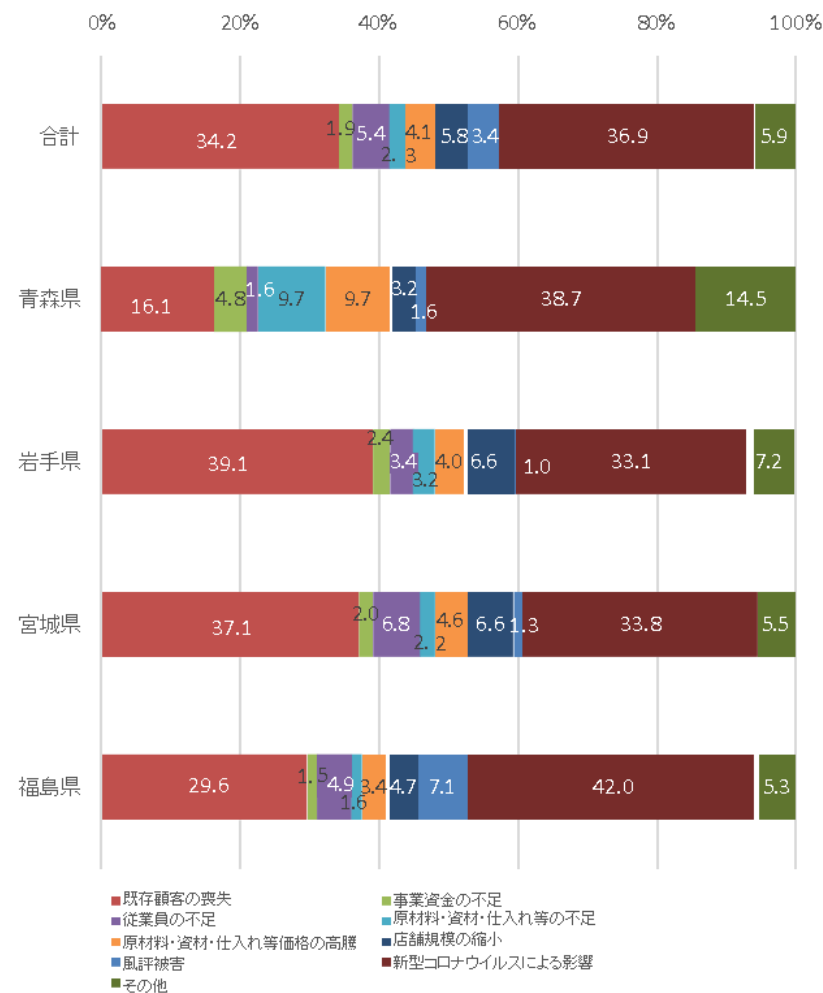
▶ 業種別にみると、水産・食品加工業、旅館・ホテル業では、売上げが震災前の水準以上に回復した事業者は少ない。



4-1. グループ補助金と売上げの回復状況②

売上が減少した理由

- 現在の売上が減少した要因について、「新型コロナウイルスによる影響」が多く、次いで「既存顧客の喪失」となっている。
- 業種別で「新型コロナウイルスによる影響」が最も大きいのは、旅館・ホテル業で、次いで製造業となっている。



4-2. グループ補助金における課題と改善策①

○ 新分野事業の活用

【課題】

H23年度から始まったグループ補助金であったが、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境変化により、事業再開・売上回復が困難という問題点を指摘されていた。

【改善策】

H27年度より、仮に従前の事業の施設復旧を果たしても事業再開や継続、売上回復が困難な事業者に対しては、被災前の売上を目指した新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（いわゆる「新分野事業」）を促進するべく、従前の施設等への復旧に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費を補助対象とすることができるよう改善。

【活用事例】

- ・ タクシー事業からコインランドリー事業に転換した事例（岩手県）
地域の利便性向上を図り、地域密着型のリピート率が高い事業を実施することで、売上回復を目指す。
- ・ 整骨院にデイサービスを併設した事例（岩手県）
当該地区のデイサービスのニーズを取り込み、整骨院の新規固定客を生み出す。
- ・ 小売業に加えて飲食部門を設けた事例（宮城県）
町内の居住人口の減少等により従来の営業形態の復旧では利益確保が困難だったため、既存の小売業に加え、飲食部門やフリースペースを新設。コミュニティの構築で顧客を囲い込み、売上回復を目指す。
- ・ 旅館業から食品加工業・飲食業に転換した事例（宮城県）
震災後、当該地区が災害危険区域に指定され、宿泊を伴う旅館営業が禁止されたために、食品加工販売施設やレストラン等を整備し、新たな観光拠点を目指す。

4-2. グループ補助金における課題と改善策②

○ 適正規模での復旧

【課題】

グループ補助金で現状復旧が可能であることにより、中長期的な需要見通しなど、事業者を取り巻く社会・経済情勢の変化を鑑みずに過剰に設備投資をしてしまい、自己負担分（原則、補助対象経費の1/4）にかかる融資の返済が困難になるケースが生じていた。

【改善策】

事業者に対し、補助金の申請時等において支援機関・金融機関等と連携し、将来の事業環境変化を見据えた計画的な適正規模での復旧を支援。

- 一 補助金が出るからと言って無計画に設備投資するのではなく、自社のビジネスモデルを踏まえきちんと目的をもって設備投資を行った事業者が現在優位に立っている。（岩手県金融機関）
- 一 新型コロナや原油高・円安の影響を受けた事業者もあるが、グループ補助金を使っても欲張らず適正な設備投資をした事業者は元気にやっている者が多い。（宮城県地元業界団体代表）
- 一 被災前と同規模で復旧すると、人手不足や需要変化等により余剰施設を抱えてしまいかねないため、当初から身の丈にあった商工業者の復旧計画づくりを多数支援してきた。（宮城県商工団体）
- 一 ある水産加工業者は、複数所有する加工場を一度に被災前の設備規模まで復旧せずに、需要に合わせて、段階的に復旧を行ったことで、被災後の環境変化にも即した事業展開を行っている。（福島県金融機関）

○ 財産処分にかかるきめ細やかな対応

【課題】

グループ補助金により整備した建物や導入した設備等については、転用や廃棄等の処分に制限が課されているが、これが事業者の事業転換等の妨げとなっているとの意見がある。

【改善策】

財産処分の制限は、補助金適正化法に基づき、グループ補助金に限らず、政府が交付する補助金全般について課されているもの。

他方で、個別の事業者の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を実施。

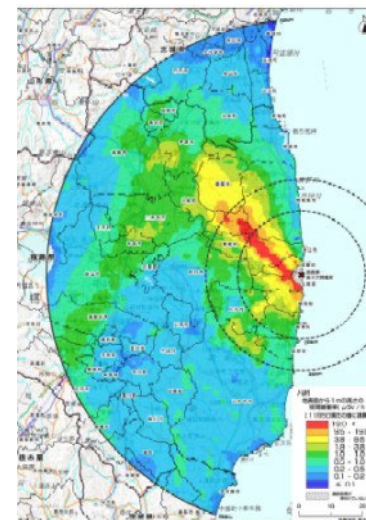
- 一 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合においては、財産処分に該当しないこととなっている。
 - ※ 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省大臣官房会計課通達平成16・06・10会課第5号）抜粋
 - （2）なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととする。
 - ② 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。
- 一 グループ補助金により設備を導入する際にはその用途や使用期間を慎重に見極めた上で、適切な設備の導入を検討するよう事業者には念押ししている。（宮城県商工団体）

1. 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

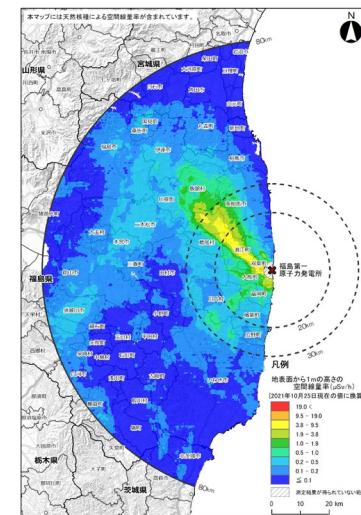
- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向け、中長期ロードマップを踏まえ、国も前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画に基づき、安全性の確保、風評対策に全力で取り組む

- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針(令和3年4月13日)
- ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画(令和4年8月30日改定)

空間線量率の推移



2011年11月時点



2021年10月時点

出典:原子力規制庁 福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について

2. 環境再生の取組

- (現状)・帰還困難区域を除き、8県100市町村の面的除染完了(平成30年3月)
- ・仮置場の約7割で原状回復、約1,334万 m^3 の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送済み(令和4年10月末)
- (取組)・仮置場の管理・原状回復
- ・中間貯蔵施設事業の実施
 - ・最終処分に向けた減容・再生利用等
 - ・特定廃棄物等の処理



中間貯蔵施設の受入・分別施設 外観(大熊町)



受入・分別施設 施設内(大熊町)



飯舘村長泥地区における環境再生事業
(※再生資源化ヤードは撤去済)



除去土壌を用いた盛土における
住民と共同での栽培実験(令和2年度・令和3年度)

5-1. 福島県の復興・再生②

3. 帰還促進・生活再建

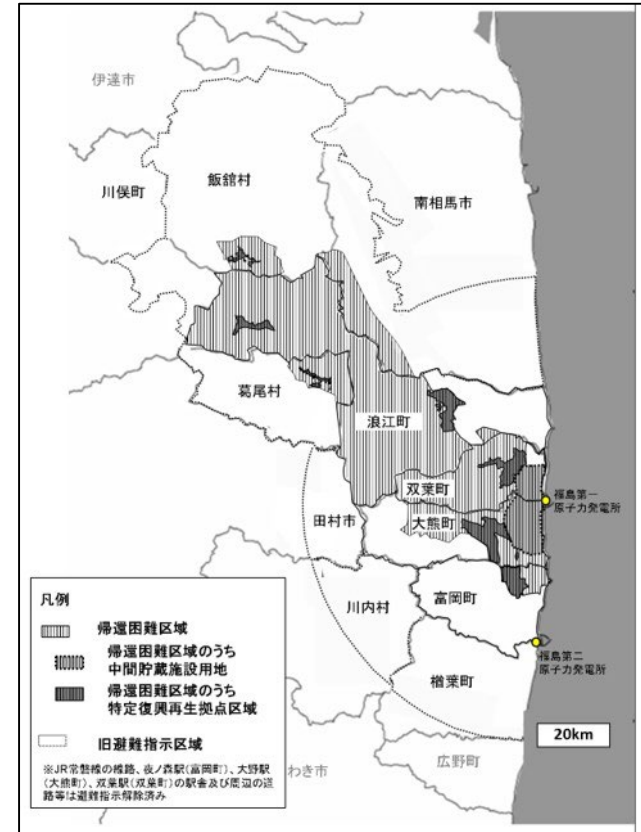
- (現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→2.9万人(R4.8))
- ・避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(約0.4万人(H29.4)→約0.9万人(H30.4)→約1.6万人(R4.9))

- (取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備
- ・新たな住民の移住・定住の促進

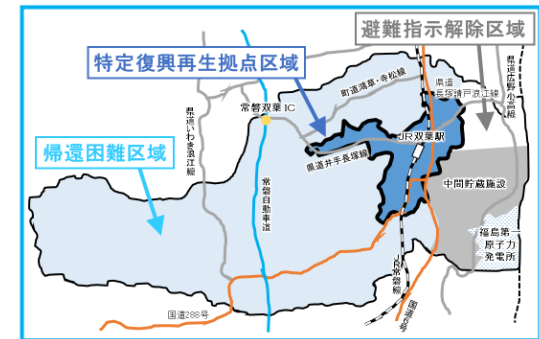
4. 帰還困難区域(拠点及び拠点外)の復興・再生

- (現状)・令和2年3月、双葉町(避難指示解除準備区域)の避難指示を解除
⇒帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示解除を実現
- ・JR常磐線の全線開通に合わせ、双葉駅、大野駅、夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除(令和2年3月)
- ・特定復興再生拠点区域について、葛尾村では令和4年6月12日、大熊町では6月30日、双葉町では8月30日に避難指示を解除した。

- (取組)・6町村の特定復興再生拠点区域において、除染やインフラ等の生活環境整備等を推進
⇒令和5年春頃(富岡町、浪江町、飯舘村)の避難指示解除を目指す
- ・特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の基本的方針を決定(令和3年8月)
⇒2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。



特定復興再生拠点の例(双葉町(2017年9月15日認定))



5-1. 福島復興・再生③

5. 福島イノベーション・コースト構想

(現状)・拠点整備が進捗し、企業進出も進展。

- 廃炉分野
 - : 廃炉技術の開発、人材育成等
- ロボット・ドローン分野
 - : ドローンや空飛ぶクルマの実証実験、ワールドロボットサミットの開催
- エネルギー・環境・リサイクル分野
 - : 再生可能エネルギーや水素等のエネルギー関連産業を創出
- 農林水産分野
 - : 先端技術の開発・実用化を推進
- 航空宇宙分野
 - : 航空エンジン等の航空宇宙産業の育成・集積
- 医療関連分野
 - : 医療関連産業の技術開発支援

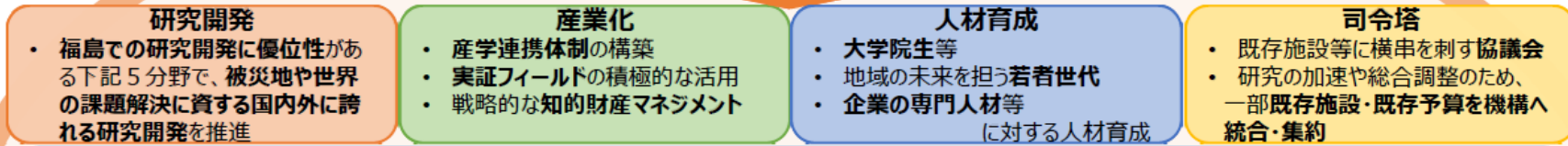
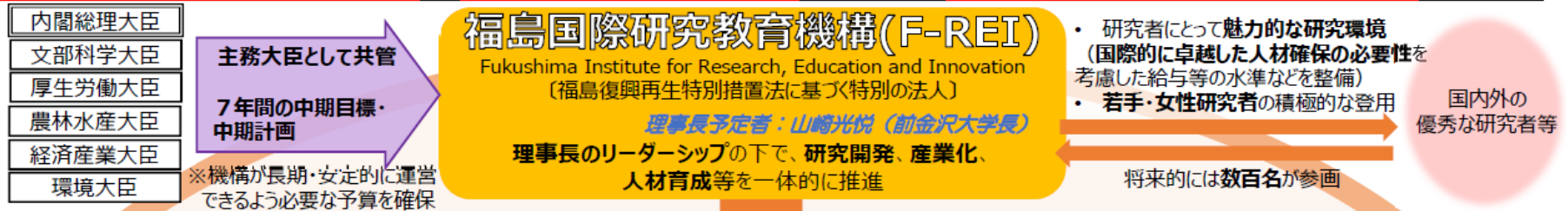
(取組)・地元企業による新事業展開・取引拡大、域外からの事業者の呼び込みの両輪



5-1. 福島復興・再生④

6. 福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】
廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等
ドローン 遠隔操作ロボット

【②農林水産業】
農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等
生産自動化システム等の実証 有用資源の探索・活用

【③エネルギー】
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等
水素エネルギーネットワークの構築・実証 CO₂ ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】
放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等
新しいMRI医薬品によるがん治療 超大型X線CT装置(ものづくりDX)

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】
自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等 放射性物質の環境動態研究

<機構及び仮事務所の立地>
円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定
本施設：浪江町川添地区
仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ
・機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
・浜通り地域を中心に「世界でここにはかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

7. 農林水産業の再生

- (現状)・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の43%(2021年度末時点)
- ・福島県の沿岸漁業等は、2021年3月に試験操業を終え、本格操業への移行段階。水揚量は震災前の20%(2021年時点)
 - (沖合漁業等も含めた福島県の水揚量は震災前の50%(2020年時点))

- (取組)・営農再開の支援
(大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値生産を展開する産地の形成)
- ・販路の開拓など本格的な操業再開に向けた支援
 - ・被災地産品への風評の払拭

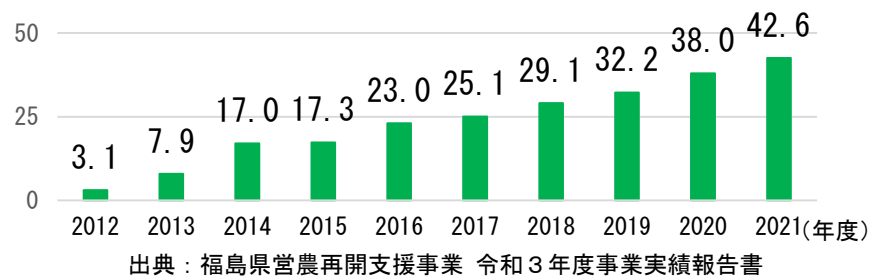
8. 風評対策

- (現状)・福島県産と全国平均との価格差は回復基調だが、一部品目では全国平均を下回っている。
- ・輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、43か国・地域が規制を撤廃、12か国・地域が継続

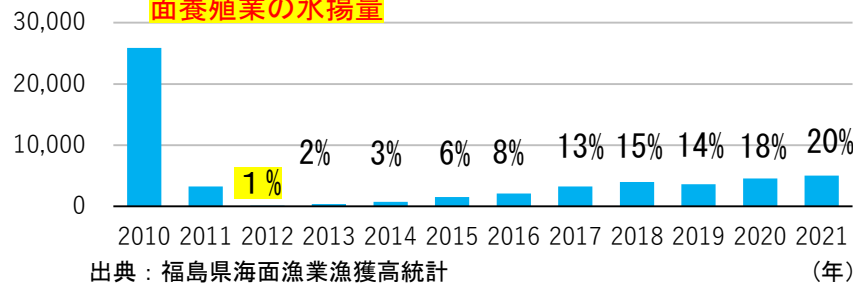
- (取組)・福島の農産物等の魅力について、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な媒体を活用して情報発信し安全性を訴えつつ、購買行動にもつなげる
- ・令和3年8月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ

○被災12市町村の営農再開面積

※2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合



○福島県(属地)における沿岸漁業(沖底含む)及び海面養殖業の水揚量



ブッシュ型動画広告を活用した分かりやすい情報発信の例「おいしい福島」



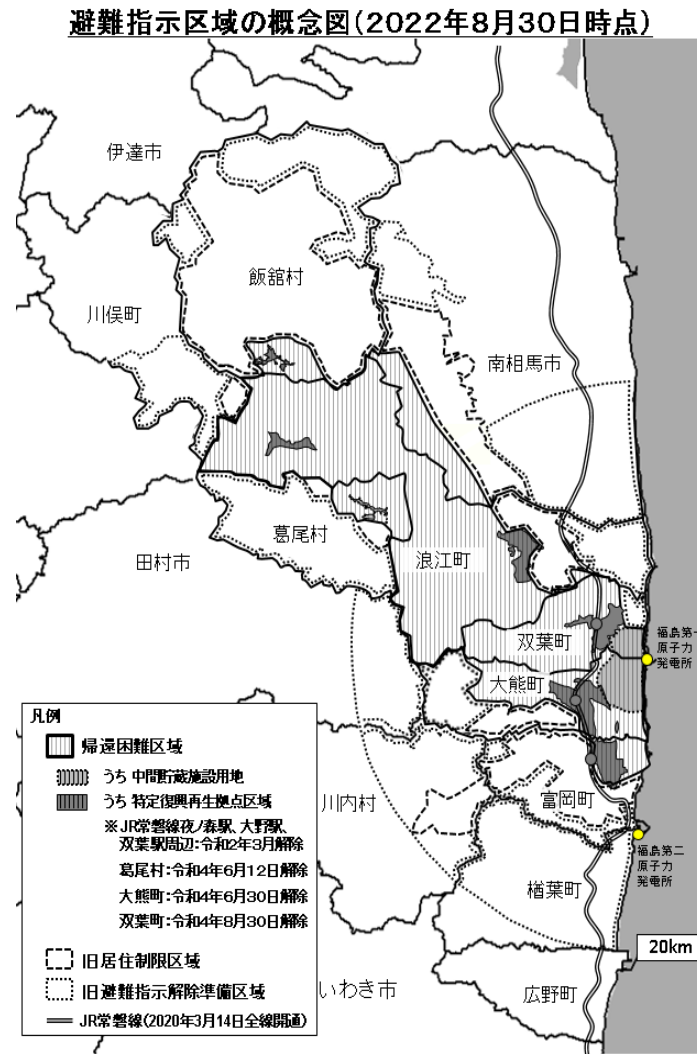
令和2年度 第4弾
さかなくんさん(魚類学者、タレント)



令和3年度 第1弾
ぼる塾さん(お笑い芸人)

5-2. 避難指示解除地域の居住率等①（解除時期と居住率）

自治体名	避難指示解除時期	住基人口 (H23.3)	住基人口 (R4.9) A	実居住人口 (R4.9) B	B / A
広野町	—	5,490人	4,699人	4,241人	90.3%
田村市 (都路地区一部)	平成26年4月(準)	380人	232人	197人	84.9%
川内村 (20km圏内)	平成26年10月(準) ^{*1} 平成28年6月(準)	358人	258人	115人	44.6%
檜葉町 (20km圏内)	平成27年9月(準)	7,975人	6,612人	4,216人	63.8%
葛尾村	平成28年6月(居・準) 令和4年6月(抛)	1,567人	1,314人	466人	35.5%
南相馬市 (小高区・原町区一部)	平成28年7月(居・準)	14,279人	7,239人	4,368人	60.3%
飯舘村	平成29年3月(居・準)	6,509人	4,902人	1,507人	30.7%
川俣町 (山木屋地区)	平成29年3月(居・準)	1,252人	678人	334人	49.3%
浪江町	平成29年3月(居・準)	21,434人	15,750人	1,909人	12.1%
富岡町	平成29年4月(居・準) 令和2年3月(抛)	15,960人	11,834人	2,042人	17.3%
大熊町	平成31年4月(居・準) 令和2年3月(抛) 令和4年6月(抛)	11,505人	10,051人	395人	3.9%
双葉町	令和2年3月(準・抛) 令和4年8月(抛)	7,140人	5,561人	—	0%
計(広野町を除く)		88,359人	64,431人	15,549人	24.1%



※ 数値は、避難指示がなされた区域の人口

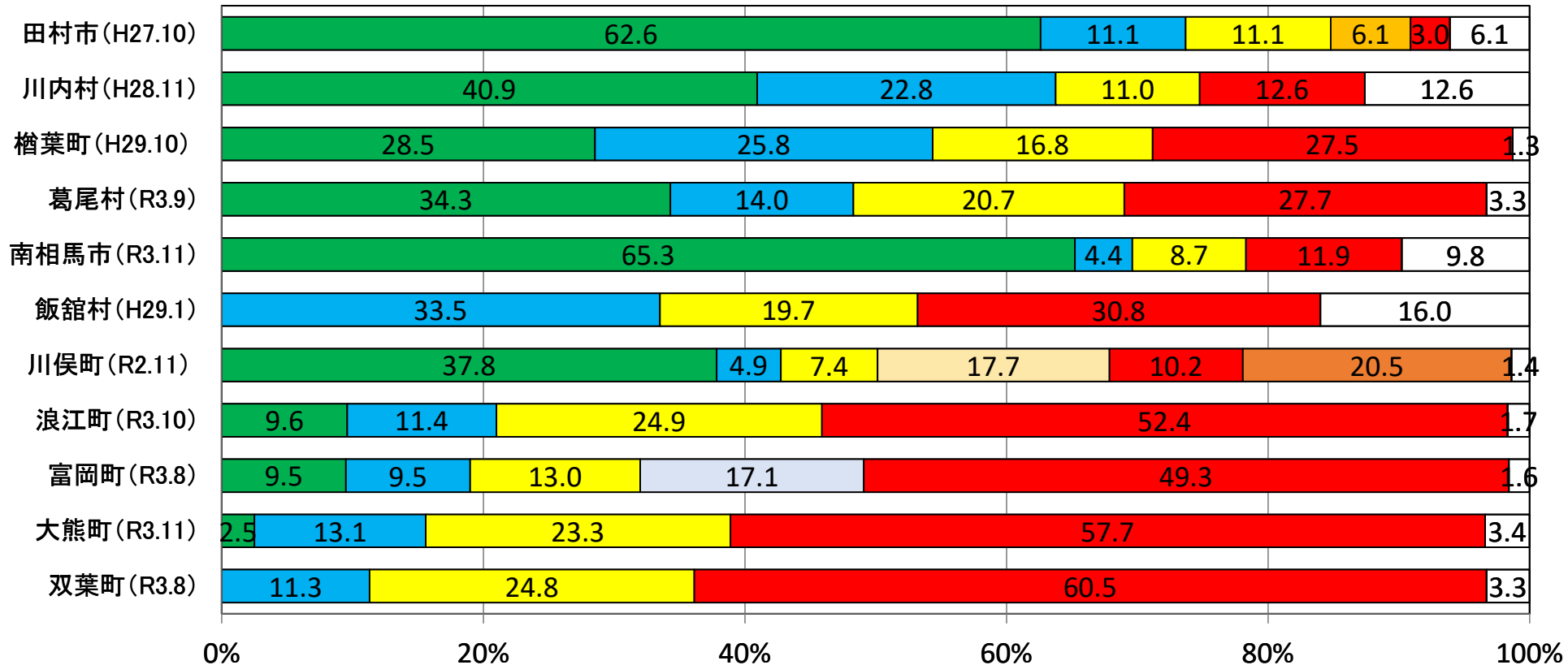
準：避難指示解除準備区域
居：居住制限区域
抛：特定復興再生拠点区域（一部解除を含む。）

*1 川内村においては、平成26年10月に避難指示解除準備区域を解除するとともに、居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し。

5-2. 避難指示解除地域の居住率等②（住民意向）

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

趣旨

- 仮設住宅での避難生活の長期化や、災害公営住宅への移転進捗により、移転後のコミュニティ形成の支援が新たな課題となるなど、各地域において、様々な被災者支援の課題に直面する中で、それぞれの地域の実情に対応した効果的・効率的な支援活動の実施が必要。
- このため、各県コーディネーターが、地域のニーズ・課題の整理等を行った上で、新たな活動主体の参画促進、県内自治体と企業・NPO等とをつなぐなど、県内各地域における被災者支援活動の実施を支援。
- また、各自治体において、効果的な支援活動を実施するためには、多様な支援者間の密接な連携体制の確保が必要。

事業の概要

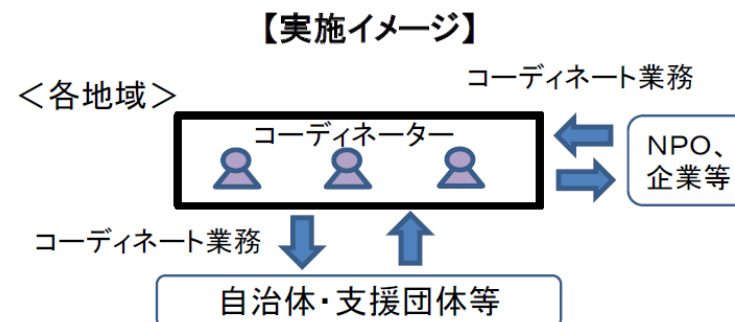
1. コーディネーターの配置

コーディネーターが、各地域において、以下の調整業務等を実施。

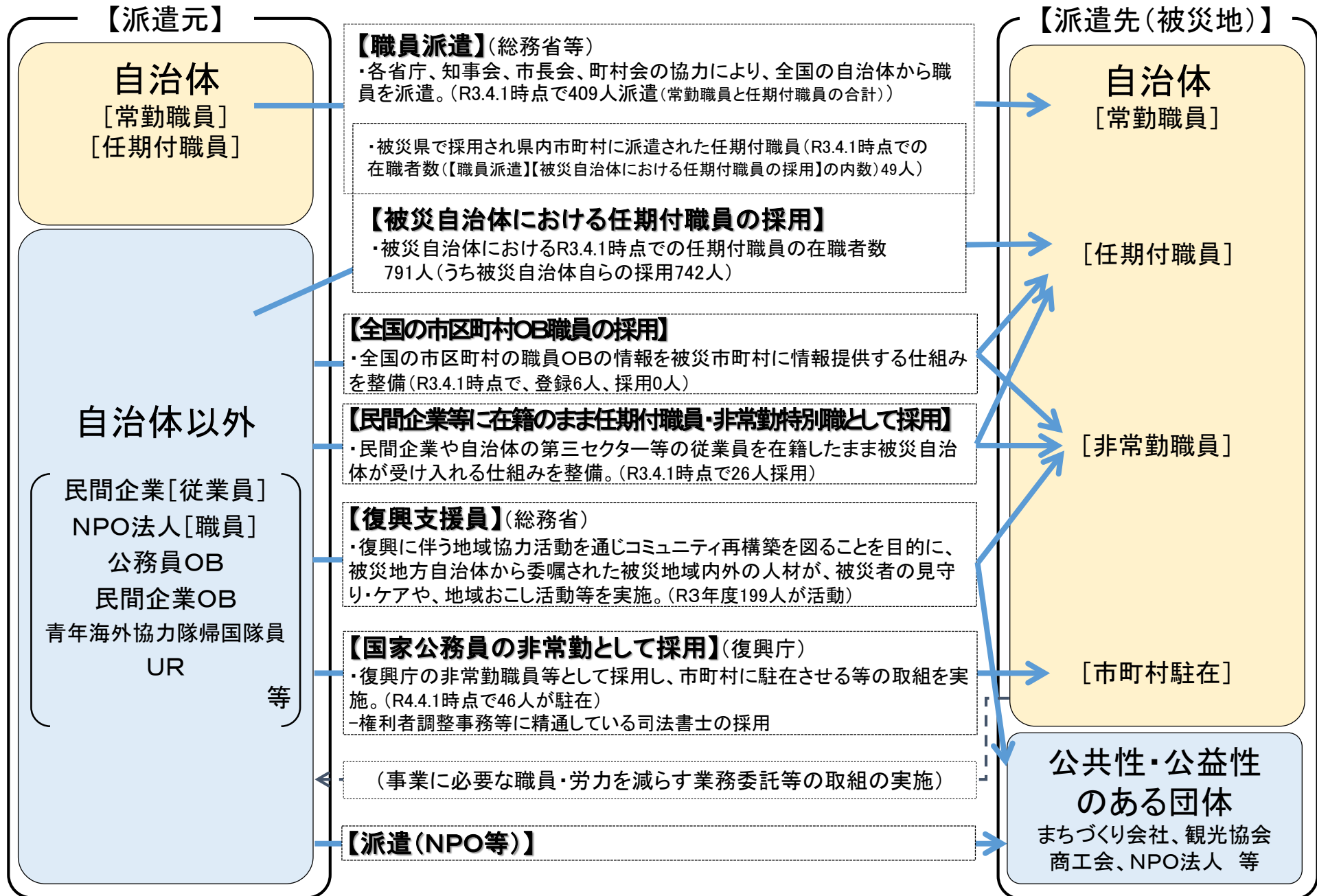
- ①被災者支援に関連して、新たな活動主体の参画や支援者間(相談員、復興支援員、NPO、ボランティア等)の連携強化
- ②自治体における被災者支援活動との連携

2. 被災者支援調整会議の開催等

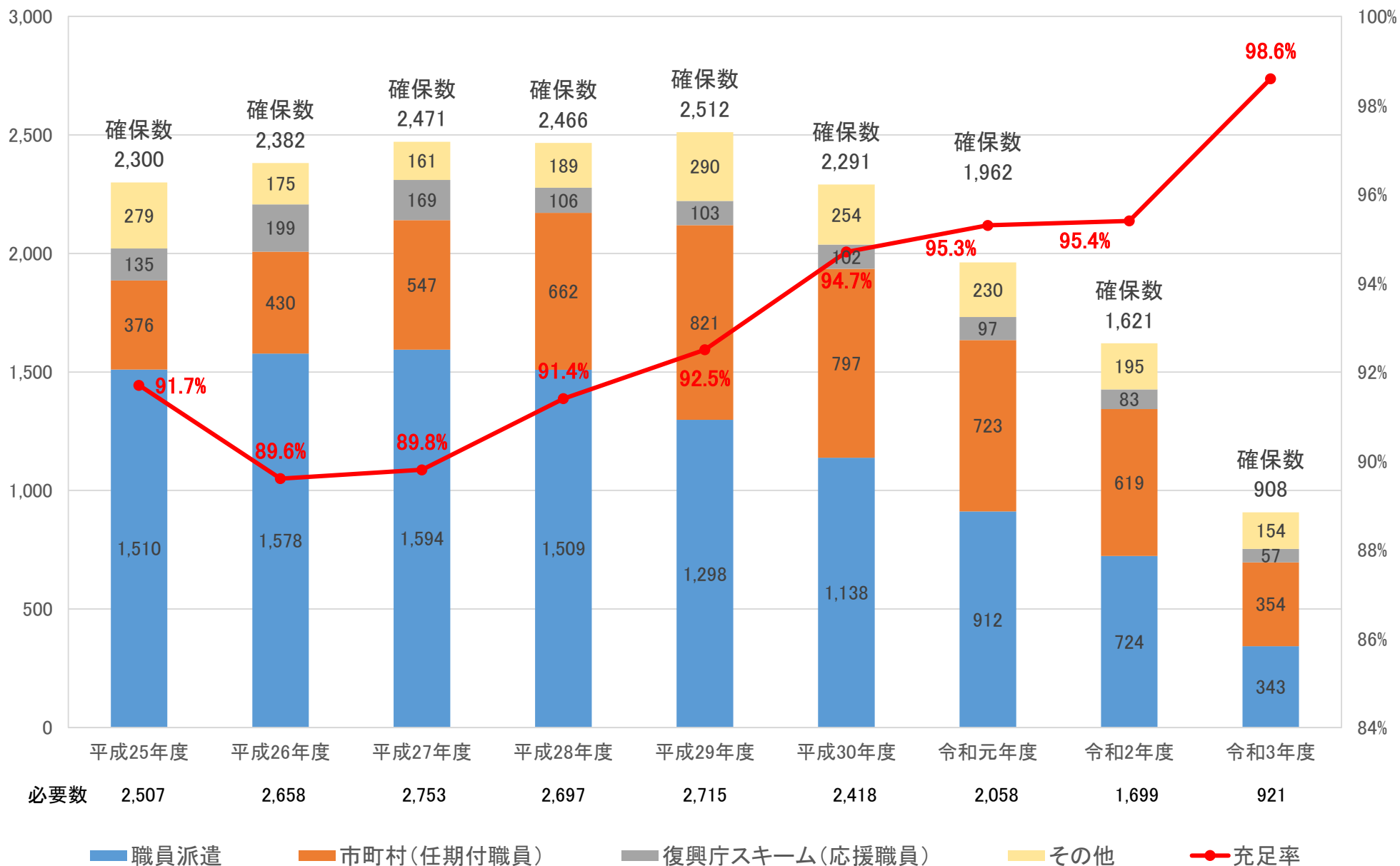
被災者支援の関係者による「被災者支援調整会議」の開催等を通じて、地域における支援者間での課題の共有、活動内容の調整等を行い、被災者支援ネットワークを構築する。



6-2. 人材確保対策①



6-2. 人材確保対策②



[注] 当該年度3月時点。

6-3. デジタルアーカイブ等①

○国立国会図書館東日本大震災大震災アーカイブ「ひなぎく」

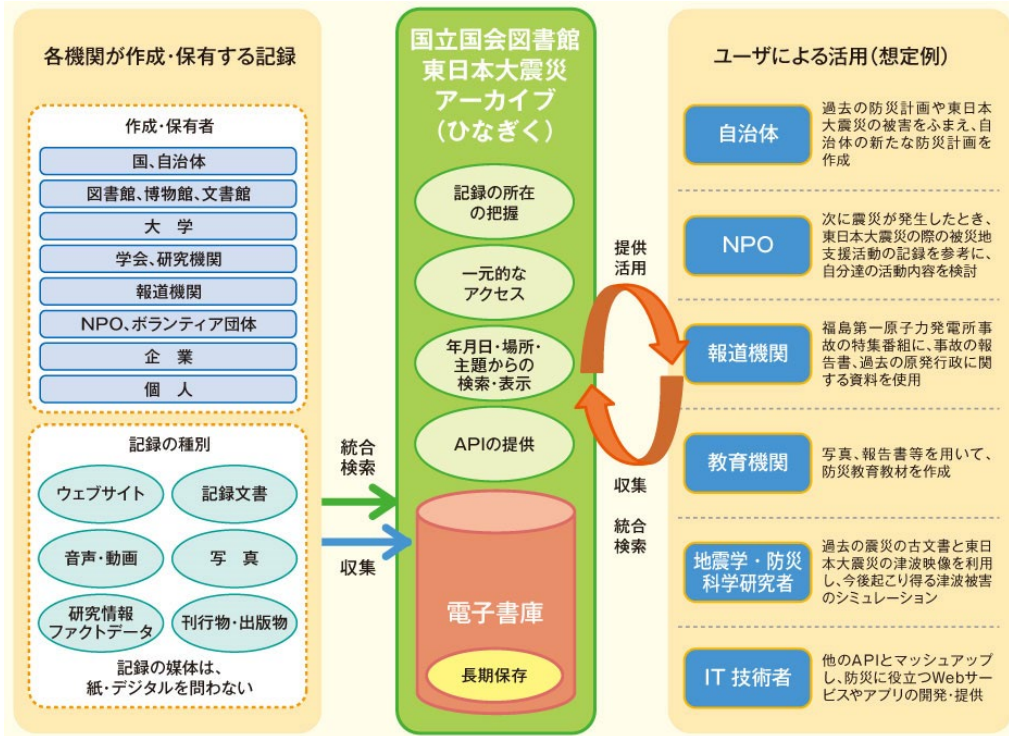
- ・総務省と国立国会図書館が分担して開発・構築した、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト(平成25年3月公開。保守運用は国立国会図書館。)
- ・国立国会図書館のほか、公的機関、報道機関、教育機関、NPO・ボランティア団体等が連携し、それらが保有する震災に関する音声・動画、写真、文書などの記録を一元的に検索可能(令和4年10月現在で、57のデータベースから約470万件のコンテンツが検索可能)

○復興構想7原則(H23.5.10復興構想会議決定)

原則1:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

○「ひなぎく」の基本理念

1. 国内外に分散する東日本大震災の記録等を、国全体として収集・保存・提供すること
2. 関係する官民の機関が、それぞれの強みを活かし、分担・連携・協力し、全体として国の震災アーカイブとして機能すること
3. 東日本大震災の記録等を国内外に発信するとともに後世に永続的に伝え、被災地の復興事業、今後の防災・減災対策、学術研究、教育等への活用に資すること



出典:国立国会図書館

6-3. デジタルアーカイブ等②

- 【課題】 ① 震災の記録をどのように収集・保存するか
② 震災からの教訓や復興過程をどのように発信するか

【東日本大震災における取組】

- ・ **国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」の構築**（課題①②）
国立国会図書館では、東日本大震災の記録を国全体で収集・保存・公開するためのポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（愛称：ひなぎく）」を構築し、地方公共団体、図書館、大学・研究機関等、民間団体等が所有するアーカイブとも連携。
- ・ **被災地方公共団体による震災の記録と教訓の発信**（課題②）
青森県・岩手県・宮城県・福島県では、2014年から毎年「東北4県・東日本大震災復興フォーラム」を首都圏で開催。
- ・ **海外への震災の教訓・復興状況の発信**（課題②）
宮城県仙台市では、2015年3月に第3回国連防災世界会議が開催され、「仙台防災枠組2015-2030」を採択し、会議開催に合わせ、県内では、防災や復興に関するシンポジウムや展示、被災地を訪ねるスタディツアーを実施。

【教訓・ノウハウ】

- ① **国、地方公共団体、大学、民間企業等が連携して、広く震災関連資料を収集・保存し、防災や減災に向けた利活用を推進する**
 - ・ 国や地方、大学、民間は、文書や写真、映像等さまざまな形態で残された震災関連資料が散逸しないよう収集・保存する。
 - ・ 被害実態や緊急対応にとどまらず、応急対応や復旧・復興の過程についても、継続的に文書や写真、映像等の記録を収集、保存する。
 - ・ 官民が協力して震災関連資料をアーカイブに集約するとともに、震災の伝承や防災対策・災害研究の進展に向けた活用を促進する。
- ② **国内外に復興状況や震災の教訓・ノウハウを発信し、世界の防災・復興対策の強化に貢献するとともに、被災地の復興への継続的な支援につなげる**
 - ・ 被災地方公共団体では、フォーラム等の開催により継続的に復興状況を発信するとともに、震災の復旧・復興に係る取組から得られた教訓やノウハウをまとめ、共有する。
 - ・ 被災地に国際会議を誘致したり、諸外国で復興状況を報告する機会を設けたりすることにより、被災地の復興の姿や震災の教訓を国際社会に向けて発信する。

復興庁の概要

1 所掌事務

復興庁は、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

① 復興に関する国の施策の企画、調整

- ・基本的な方針などの企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告
- ・復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など

② 地方公共団体への一元的な窓口と支援

被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

2 組織と機能

- ① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。
- ② 復興局等を岩手県、宮城県、福島県等に置き、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。
- ③ 復興推進会議（閣僚級会議）を設置。
- ④ 復興推進委員会（有識者会議）を設置。

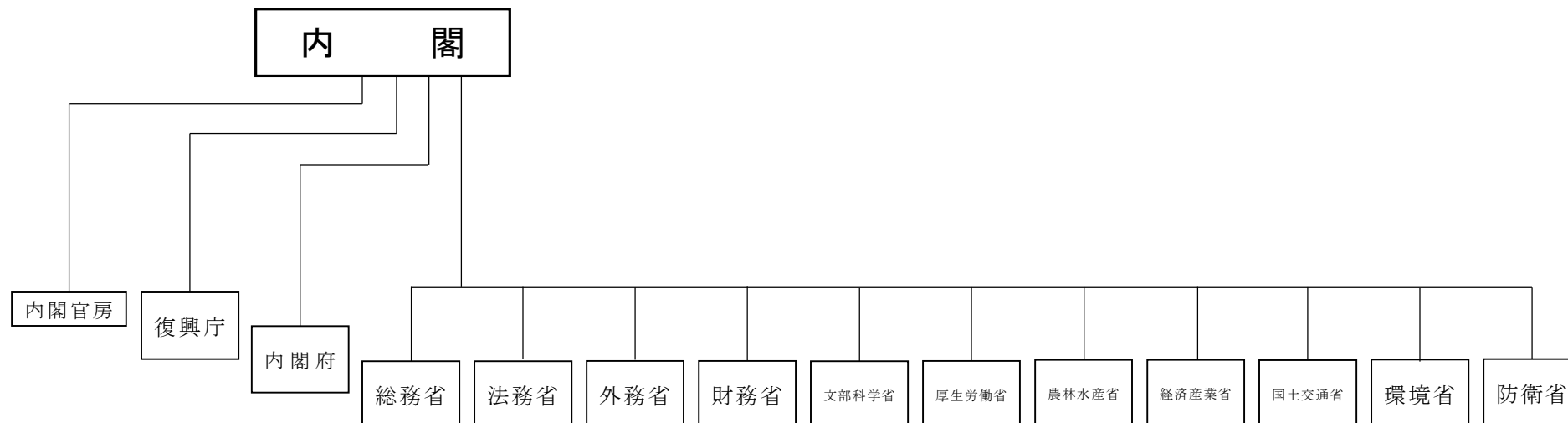
3 設置期限

設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間（平成23年度から32年度までの間）

※ 平成24年1月23日復興対策本部会合資料（抜粋）

なお、設置期限は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）によって、10年間（令和13年3月31日まで）延長。

東日本大震災からの復興に関する復興庁の内閣における位置付け



- ・復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助ける。
- ・復興庁は、内閣補助事務と分担管理事務を行う。

※1 内閣補助事務とは、内閣の立場から行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整。

※2 分担管理事務とは、各省と同様に、内閣の統轄の下に行政各部として行う個別の事務。

7-1. 復興庁の役割等③（設置法その1）

○復興庁設置法（平成23年法律第125号）（抄）

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）による改正後（現行）

（設置）

第2条 内閣に、復興庁を置く。

（任務）

第3条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第2条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第4条 復興庁は、前条第1号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 復興庁は、前条第2号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
 - 二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

- イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。
- ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。
- ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

四 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体に対し、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

五～九（略）※法施行事務を列記

3 前項第3号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

（組織の構成）

第5条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

（復興庁の長）

第6条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣とし、第4条第2項に規定する事務を分担管理する。

7-1. 復興庁の役割等④（設置法その2）

○復興庁設置法（平成23年法律第125号）（抄）

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）による改正後（現行）

（内閣総理大臣の権限）

- 第7条 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、復興庁の命令として復興庁令を発することができる。
- 4 復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 7 内閣総理大臣は、第3条第2号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（復興大臣）

- 第八条 復興庁に、復興大臣を置く。
- 2 復興大臣は、国務大臣をもって充てる。
- 3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 4 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 5 復興大臣は、第4条第1項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。
- 6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 7 復興大臣は、第5項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（参考）東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

第4章 復興庁の設置に関する基本方針

- 第24条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第3項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。
- 2 復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。
- 3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
- 一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに 総合調整に関する事務
- 二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
- 三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- 4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

7-1. 復興庁の役割等⑤ (政府の体制の変遷)

■ 平成23年3月11日～

被災地復興に関する法案等準備室
内閣官房 室長他28名 (～H23.6)

東日本大震災復興構想会議
(H23.4.11～H24.2.10)

専門委員会

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

被災者生活支援チーム (H23.3.17～7.25)
※ 被災者生活支援特別対策本部から名称変更

震災ボランティア連携室 (H23.3.15～9.16)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

政府・東京電力統合対策室(東電内)
(H23.5.6～12.16)

原子力被災者生活支援チーム
(H23.3.29～)

原発事故経済被害対応チーム (H23.4.11～)
※ 原子力発電所事故による経済被害対応本部から名称変更

■ 平成23年6月24日～

復興対策本部 (H23.6.24～H24.2.10)

東日本大震災復興構想会議
(H23.4.11～H24.2.10)

専門委員会

現地対策本部(3県)

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

被災者生活支援チーム (H23.3.17～7.25)
※ 被災者生活支援特別対策本部から名称変更

震災ボランティア連携室 (H23.3.15～9.16)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

政府・東京電力統合対策室(東電内)
(H23.5.6～12.16)

原子力被災者生活支援チーム
(H23.3.29～)

原発事故経済被害対応チーム (H23.4.11～)
※ 原子力発電所事故による経済被害対応本部から名称変更

■ 平成24年2月10日～

復興庁 (H24.2.10～)

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)

現地対策本部(3県)

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

廃炉・汚染水・処理水対策チーム
(H25.12.26～)

原子力被災者生活支援チーム
避難指示区域見直し等 (H23.3.29～)

環境省 廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設整備、モニタリング

経済産業省 東京電力の指導

文部科学省 賠償状況のフォローアップ・対応、和解の仲介

(一部業務を移行)

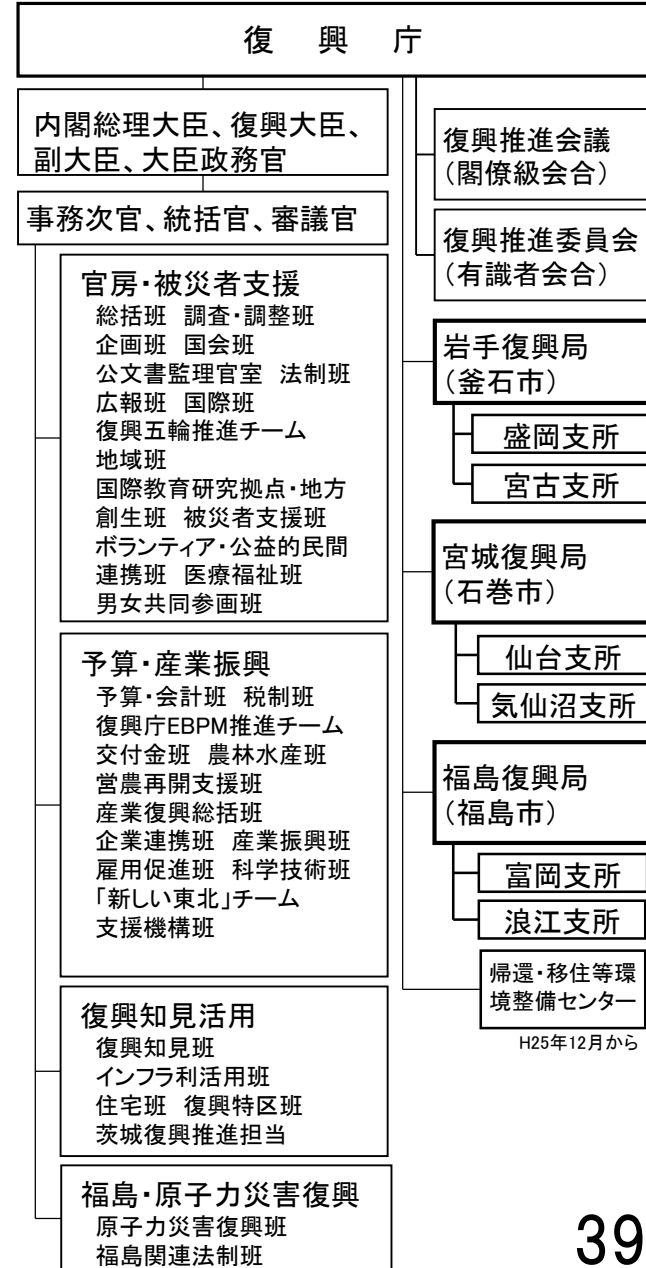
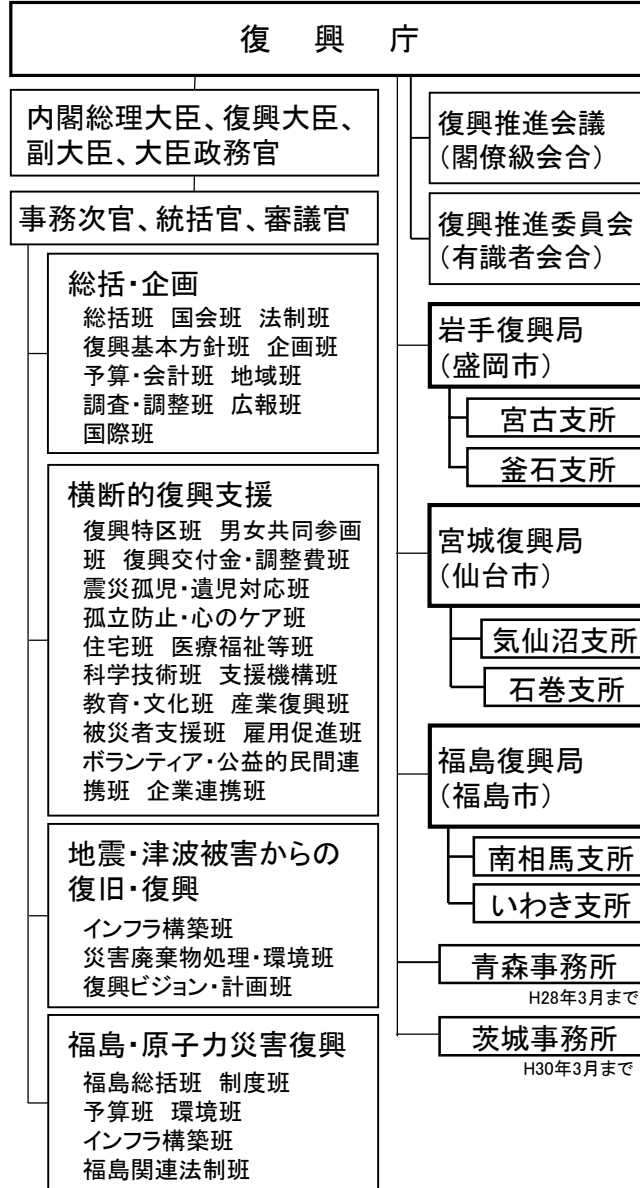
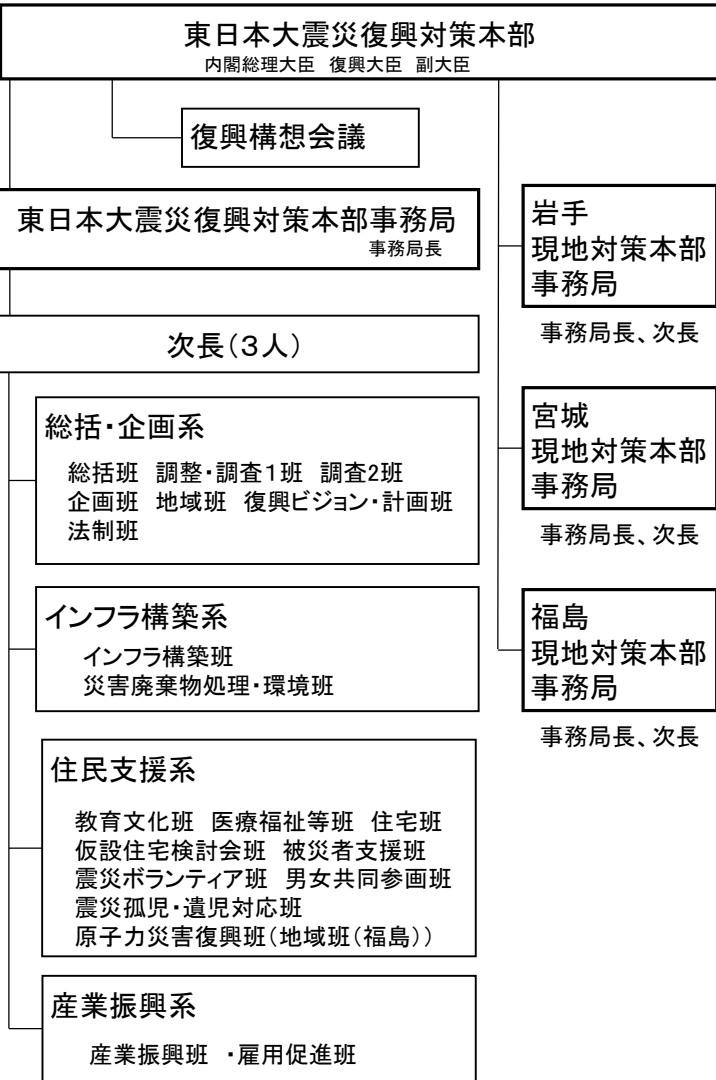
※ 緊急災害対策本部会議資料H23.5.8時点の組織図、H23.9復興対策本部会議資料、H2.2.3公文書管理委員会(第12回)資料等を元に復興庁作成

7-1. 復興庁の役割等⑥ (内部組織等)

<H23.6~>

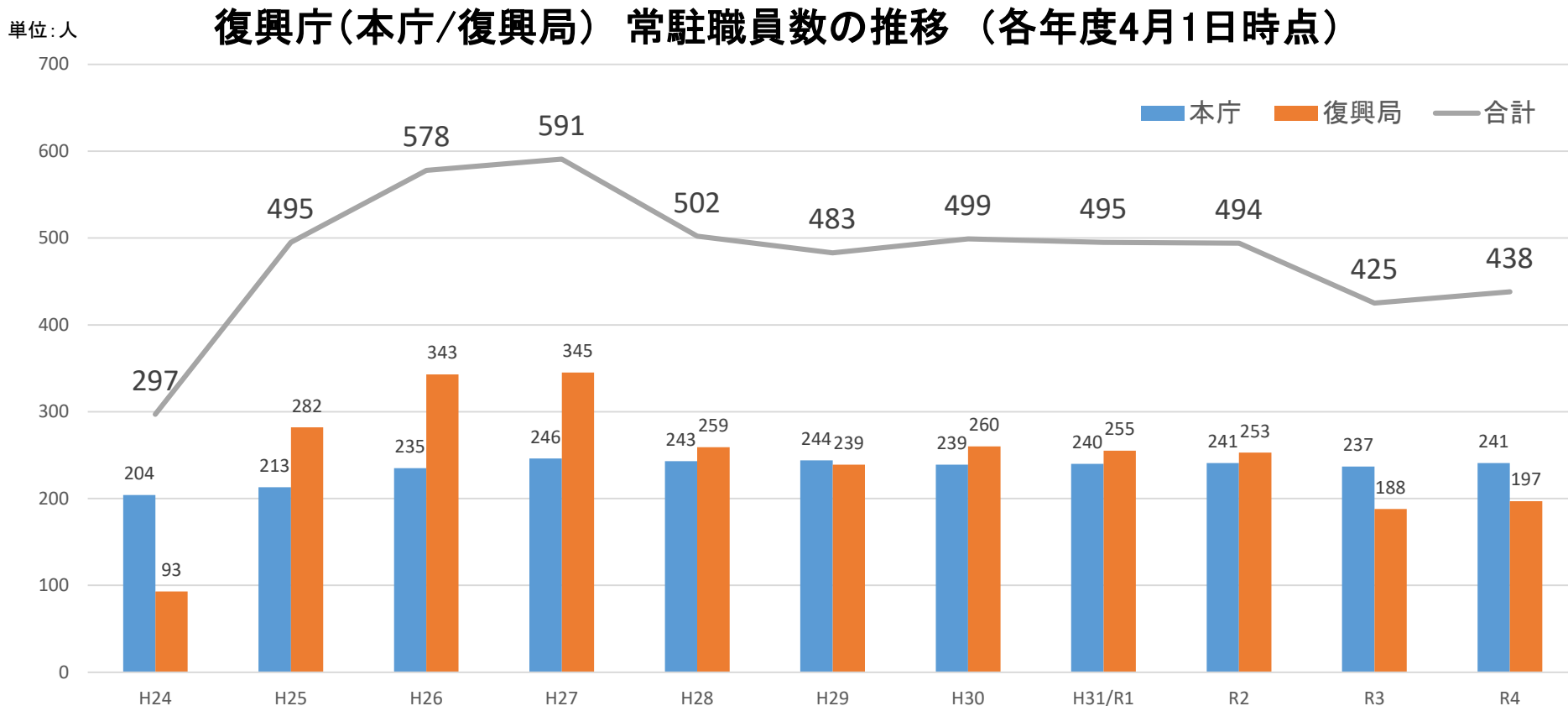
<H24.2~>

<R3.4~>



(H23.9、H24.10、R3.4時点の組織図を基に、復興庁にて作成。途中段階における班編成の変更は反映していない。)

7-1. 復興庁の役割等⑦（常駐職員数）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
本庁	204	213	235	246	243	244	239	240	241	237	241
復興局	93	282	343	345	259	239	260	255	253	188	197
合計	297	495	578	591	502	483	499	495	494	425	438

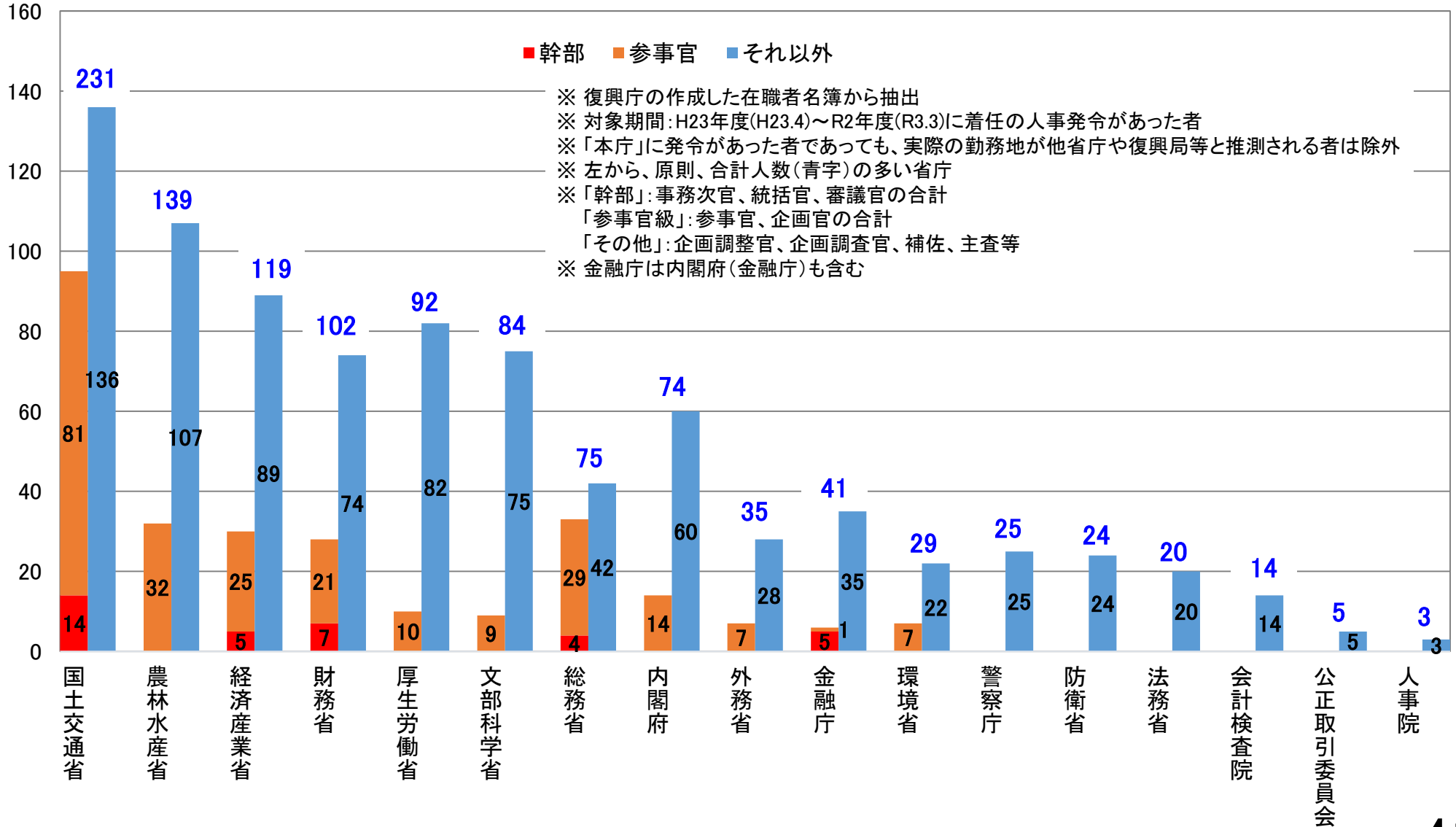
※ 各年度4月1日時点の職員数

※ 各府省庁からの出向者である常勤職員のほか、政策調査官や行政実務研修員などの非常勤職員も含む。

7-1. 復興庁の役割等⑧（各府省庁からの出向者）

各府省庁から復興庁(本庁)への出向者の10年間の延べ人数(出身府省庁・役職別)

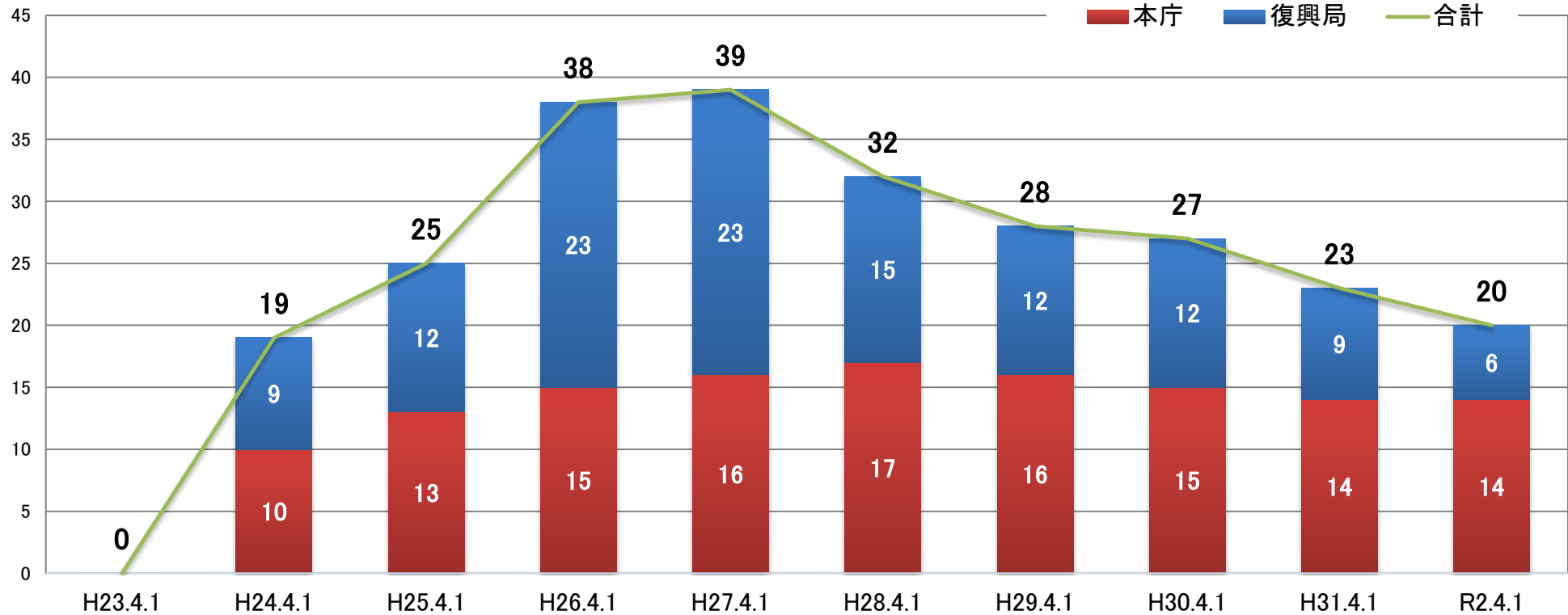
単位:人



7-1. 復興庁の役割等⑨（民間企業等からの出向者）

民間企業等から復興庁(本庁・復興局)への出向者在籍者数の10年間推移(各年度4月1日現在)

単位:人



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
本庁	0	10	13	15	16	17	16	15	14	14
復興局	0	9	12	23	23	15	12	12	9	6
合計	0	19	25	38	39	32	28	27	23	20

※ 民間企業や経済団体から、政策調査官等として本庁又は復興局に配属された者
 ※ 対象期間: H23年度からR2年度の各年度において、着任の人事発令があった者

7-2. 地方負担①（震災復興特別交付税）

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、事業実施状況に合わせて決定・交付。
 〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策、単独災害復旧事業費等）、地方税等の減収額への補填

○ 震災復興特別交付税の主な算定項目別算定額の推移

（単位：億円）

主な算定項目	交付年度											累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	578	41,345
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	174	10,871
うち 単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	17	4,798
うち 風評被害対策等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	157	6,072
地方税等の減収額への補填	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	409	6,324
交付額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	55,050

※各年の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

○ 令和3年度の県別震災復興特別交付税額

（単位：百万円）

都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	合計
交付額											
道府県分	0	2,726	0	19,502	1,544	167	0	107	122	1,990	26,158
市町村分	917	8,583	15,201	30,310	10,961	1,194	3,002	19	14	31	70,232
合計	917	11,309	15,201	49,812	12,506	1,361	3,002	126	136	2,021	96,390

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

7-2. 地方負担②（復旧・復興事業における主な財政的支援）

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助率のかさ上げ （例）公共土木施設等・・・8～9割（阪神・淡路大震災時は8割） ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定（プール方式：各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出） ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助（阪神・淡路大震災では対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行）

復興事業

国庫補助	地方負担
<p>【復興交付金】（～令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業（5省40事業）を一括化（地方負担分の5割を追加的に国庫補助） ➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率8割） <p>【福島の復興・再生に向けた交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行する等により対応）

その他

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設（平成23年度2次補正（特別交付税の増額））、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等（平成24年度補正（震災復興特別交付税の増額））
--

7-2. 地方負担③ (自治体負担水準の他災害との比較)

事業 (例)		東日本 (集中復興期間)	東日本 (復興・創生期間)	阪神・淡路、中越 等
災害復旧	公共土木関係 (上水道、廃棄物処理施設など)	補助率 8/10~9/10 (嵩上げ) + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		補助率 8/10 + 一部自治体負担 (100%起債、元利償還金の <u>95%</u> を 交付税措置)
復興交付金事業 (基幹) (※1、2)		通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助 (嵩上げ) + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助 (嵩上げ) + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	一部補助率嵩上げ (激甚対象等) + 一部自治体負担 〔区画整理の例: 90%起債。元利償還金の <u>80%</u> を交付税措置〕
復興交付金事業 (効果促進)			補助率 8/10 + 一部自治体負担 (地方負担の <u>95%</u> を震災特交)	通常補助率 + 一部自治体負担 〔社総交効果促進の例: 90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
その他補助	社総交事業【復興枠】 (※2)	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	通常補助率 + 一部自治体負担 (地方負担の <u>95%</u> を震災特交)	通常補助率 + 一部自治体負担 〔道路の例: 90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率 2/3 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率 1/2 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		
	被災者生活再建支援金	補助率 4/5 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)		制度なし
復興道路 復興支援道路		直轄負担金全額を震災特交で措置 (負担ゼロ)	(復興道路) 直轄負担金全額を震災特交で措置 (負担ゼロ)	
			(復興支援道路) 直轄負担金の一部を自治体負担 (地方負担の <u>95%</u>を震災特交)	

(※1) 5省40事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。

(※2) 阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。

※「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」(平成27年6月3日 復興庁)